

那智勝浦町国土強靱化地域計画

～悠久の歴史と雄大な自然に 人がつどい・くらす

レジリエンス・タウン 那智勝浦町～



令和 8 年 3 月
和歌山県 那智勝浦町

レジリエンスとは：一般に「鋼のような強さ」ではなく、「ヤナギのようにしなやかで復元力を有する強さ」を意味し、まちづくりにおいては「リスクにさらされてもしなやかに対応し、迅速に回復していく」、「強くてしなやかな＝強靱化」として用いられています。

目 次

I .国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ	1
1.国土強靱化地域計画策定の目的	1
2.国土強靱化地域計画の位置づけ	1
II .那智勝浦町の地域特性.....	2
1.位置と自然及び歴史的特性	2
2.人口と世帯数の特性	5
3.産業の特性.....	9
4.災害の歴史と特性	15
5.住民意向調査結果の概要	20
III.那智勝浦町の地域強靱化の基本目標.....	22
1.めざすべき地域の姿	22
2.地域強靱化の基本目標.....	23
3.地域強靱化を進める上での基本的な方針.....	24
IV.脆弱性評価の実施	25
1.脆弱性評価の進め方	25
2.想定するリスク	26
3.起きてはならない最悪の事態.....	27
4.施策分野.....	29
V.プログラムごとの推進方針	30
1.大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる	30
2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場 合の必要な対応を含む）	41
3.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	49
4.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	53
5.大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせ ない	55
6.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃 料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	60
7.制御不能な二次災害を発生させない.....	63
8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	67
VI.計画の着実な推進に向けて	73
1.P D C Aサイクルによる計画推進	73
2.推進体制.....	73
3.計画の推進期間と重点化プログラム.....	73
4.本町の他の計画の見直し	74

I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

1. 国土強靱化地域計画策定の目的

東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、平成26年6月に基本計画が策定された。

本町でも、今後30年以内の発生確率が70%程度といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる各種災害等に対して、住民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強靱でしなやかな那智勝浦町」の構築に向けて、国土強靱化に関する施策を効果的に推進することを目的に、国土強靱化地域計画を策定する。

2. 国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に係る部分については、本町が有する様々な政策分野の計画等の指針や上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有する。

このため、国土強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の見直しを通じて必要な施策を具体化し、地域の強靱化を推進していく。

また、同法第14条においては、本計画は国及び県計画と調和を図ることとなっており、国、県が策定する各計画を踏まえつつ、進捗管理（PDCAサイクル）を行うなかで、必要に応じて修正を実施する。

Ⅱ. 那智勝浦町の地域特性

1. 位置と自然及び歴史的特性

(1) 本町の位置

本町は和歌山県の南東部（東経135° 56′ ・北緯33° 37′ ）に位置し、北部は新宮市に、西部は串本町や古座川町に、東部は太地町にそれぞれ接し、熊野灘に面している。

町域は東西約19.8km・南北約19.2kmに及び、総面積183.30㎢である。



那智勝浦町の位置図

(2) 地勢の特性

本町は、山地と丘陵地が総面積の90%を占め、紀伊山脈から東に延びる那智連峰が町の北部を形成し、これを源とする那智川、太田川が南東に流れ熊野灘に注いでいる。

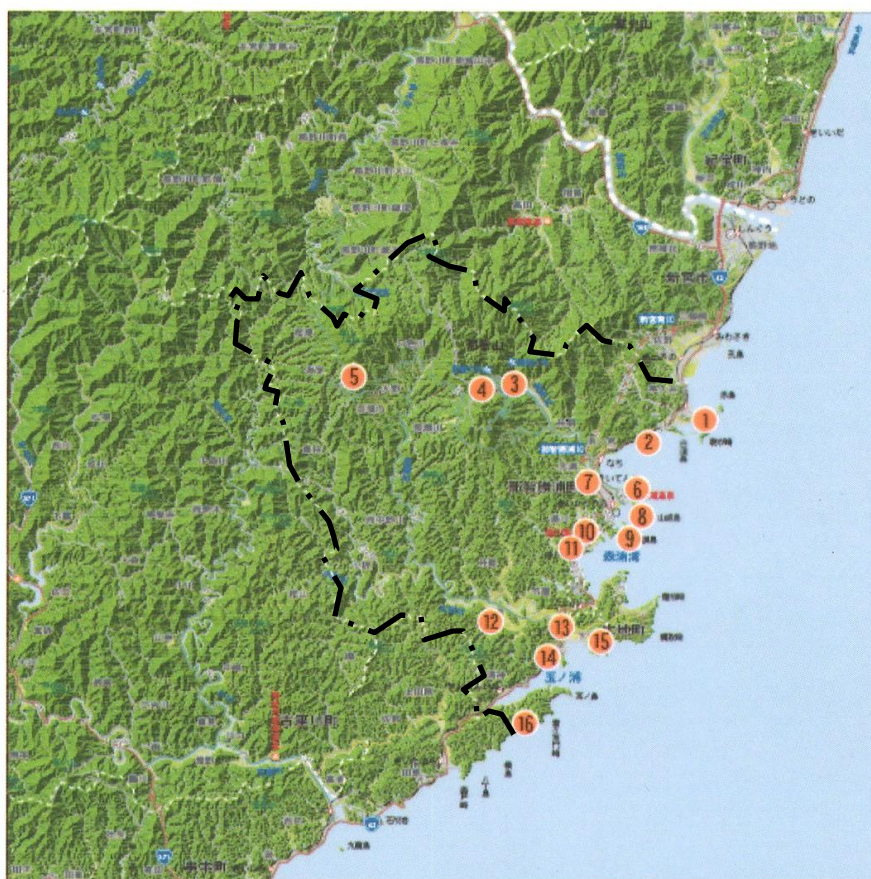
本町の平地のほとんどはこの両河川の流域に形成されており、土地の都市的利用及び農業的利用が行われている。

海岸線は延長48.15kmに及び、太古より隆起沈下をくりかえし、砂浜や岩石海岸など種々の形態をとって典型的なリアス式海岸線が展開され、天然の良港を有している。

地勢区分別の面積

区 分	山 地	丘陵地	台 地	低 地	合 計
面積(km ²)	126	40	5	12	183

本町の特徴的な地形は、「南紀熊野ジオパーク」の一部を構成する町として、新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、太地町、古座川町、北山村、串本町の8市町村とともに、平成26年8月に日本ジオパーク協会に認定されている。



那智勝浦町

- 1 宇久井半島
- 2 大狗子半島の海岸
- 3 大門坂
- 4 那智の滝
- 5 色川のボウズ岩
- 6 弁天島とお蛇浦
- 7 天満の大津浪記念碑
- 8 勝浦温泉
- 9 紀の松島
- 10 湯川温泉
- 11 ゆかし湯
- 12 太田川の環流丘陵
- 13 下里古墳
- 14 ぶつぶつ川
- 15 下里水路観測所
- 16 荒船海岸

南紀熊野ジオパーク・那智勝浦町のジオサイト（見どころ）

(3) 気候の特性

本町は日本の気候区細分による南海気候区に属し、温暖で最も寒い月でも山間部を除いて6℃以上を示す。また、梅雨期や台風期は雨が多く月量300mm以上に達し、年間降水量は2,000mm以上で湿潤な気候区である。冬の降水量は一般に少なく、12月又は1月が年間最小に当たり、最も多いのは6月の梅雨期と9月の台風期となっている。

本町で年間降雨量が最も多い地域は山間部の色川地区で、平年降水量は4,000mmに達し、全国でも極めて多い地域となっている。

また、集中豪雨に対する警戒が必要なほか、台風常襲地帯であるため高潮に対する警戒も必要である。

(4) 歴史的特性

本町は、那智山の門前まち那智町と、温泉と漁業のまち勝浦町、さらに宇久井村・色川村の4ヵ町村が合併し、昭和30年4月に誕生した。その後昭和35年1月に下里町、太田村が加わり、現在の姿となっている。

また、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて、ユネスコ世界遺産リストに「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録され、本町においても登録資産が立地している。

本町における「紀伊山地の霊場と参詣道」登録資産

登 録 資 産		条 約 上 の 資 産 種 別	
登録資産 エ リ ア	登 録 資 産 名 称	記 念 工 作 物	遺 跡 (文化的景観を含む)
熊野三山	熊 野 那 智 大 社	重要文化財「熊野那智大社」	史 跡 「 熊 野 三 山 」
	青 岸 渡 寺	重要文化財「那智山青岸渡寺本堂」、「那智山青岸渡寺宝篋印塔」	史 跡 「 熊 野 三 山 」
	那 智 大 滝	—	名 勝 「 那 智 大 滝 」
	那 智 原 始 林	—	天然記念物「那智原始林」
	補 陀 洛 山 寺	—	史 跡 「 熊 野 三 山 」
参 詣 道	熊野参詣道・中辺路・大辺路	—	史 跡 「 熊 野 参 詣 道 」

2. 人口と世帯数の特性

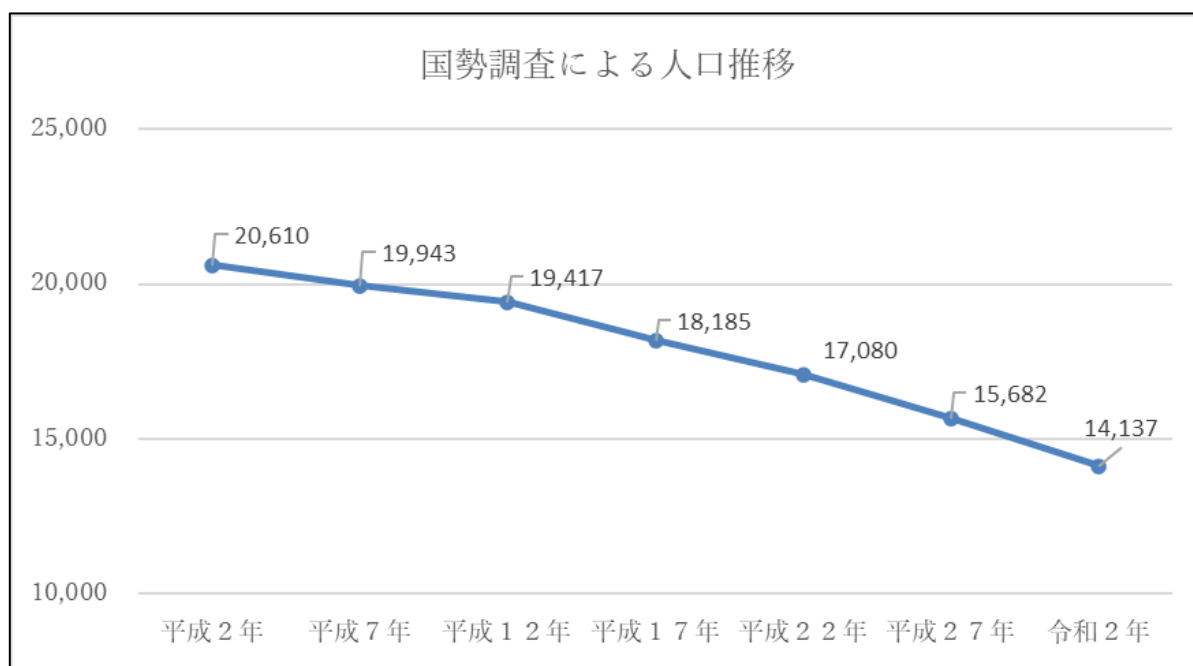
(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は13,348人（令和7年4月1日現在・住民基本台帳）で、昭和35年の町制発足時から人口減少が続いており、特に山村部の人口減少が深刻である。このため、平成22年には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域となっている。

世帯数は、7,374世帯（同）で減少傾向にあり、世帯人員は1.81人と核家族化が進んでいる。

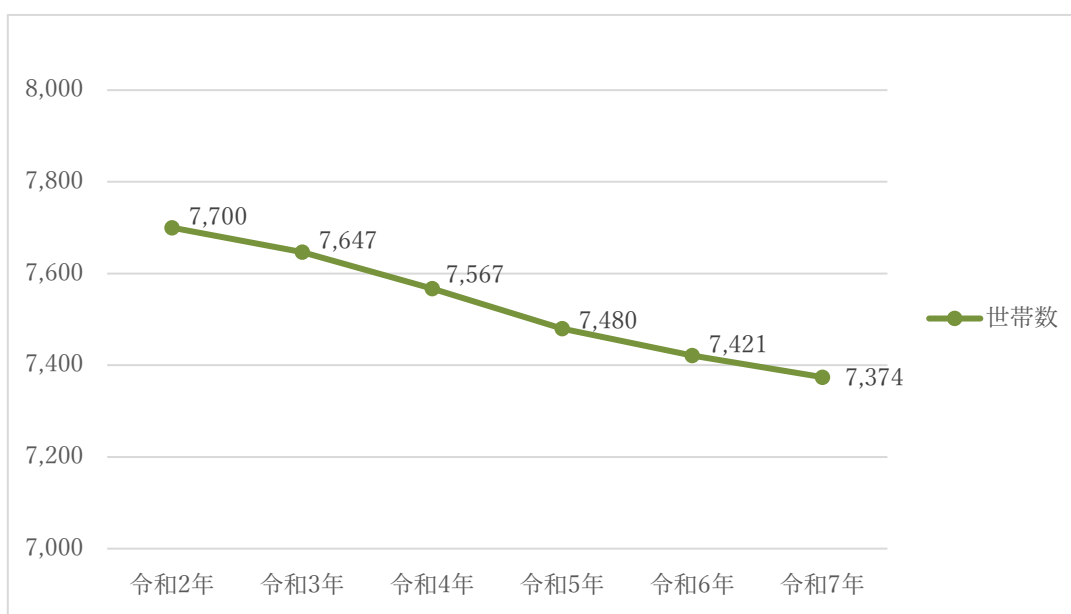
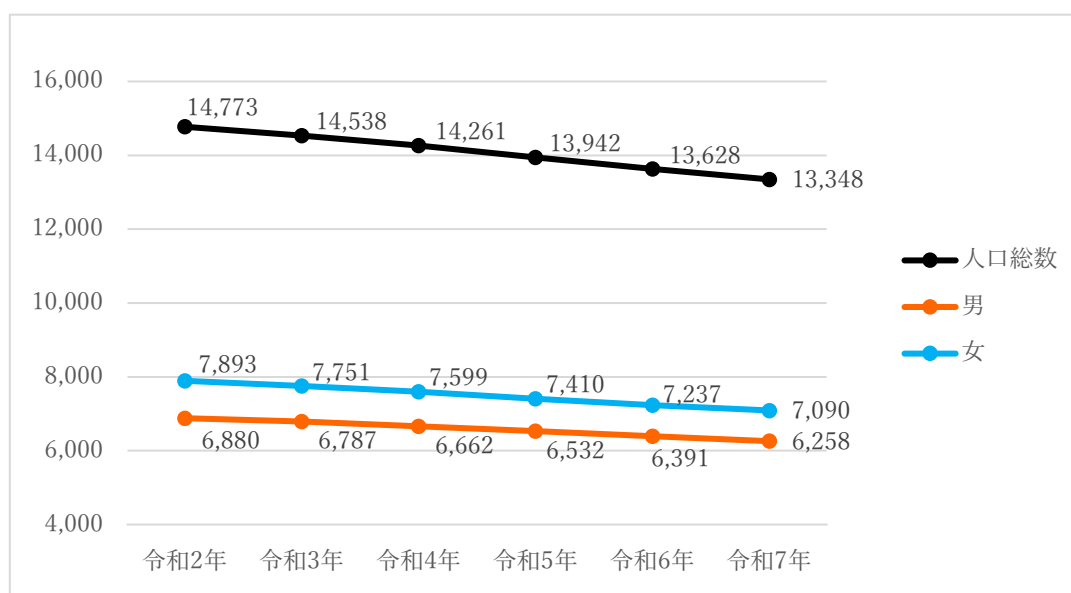
年齢別人口構成は、年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進行しており、令和2年時点で年少人口比率は9.6%（県平均より1.9ポイント低い）、生産年齢人口比率は46.5%（県平均より8.6ポイント低い）、高齢人口比率は43.9%（県平均より10.5ポイント高い）となっている。

地区別人口では、那智地区が全体の半数近くを占めている。



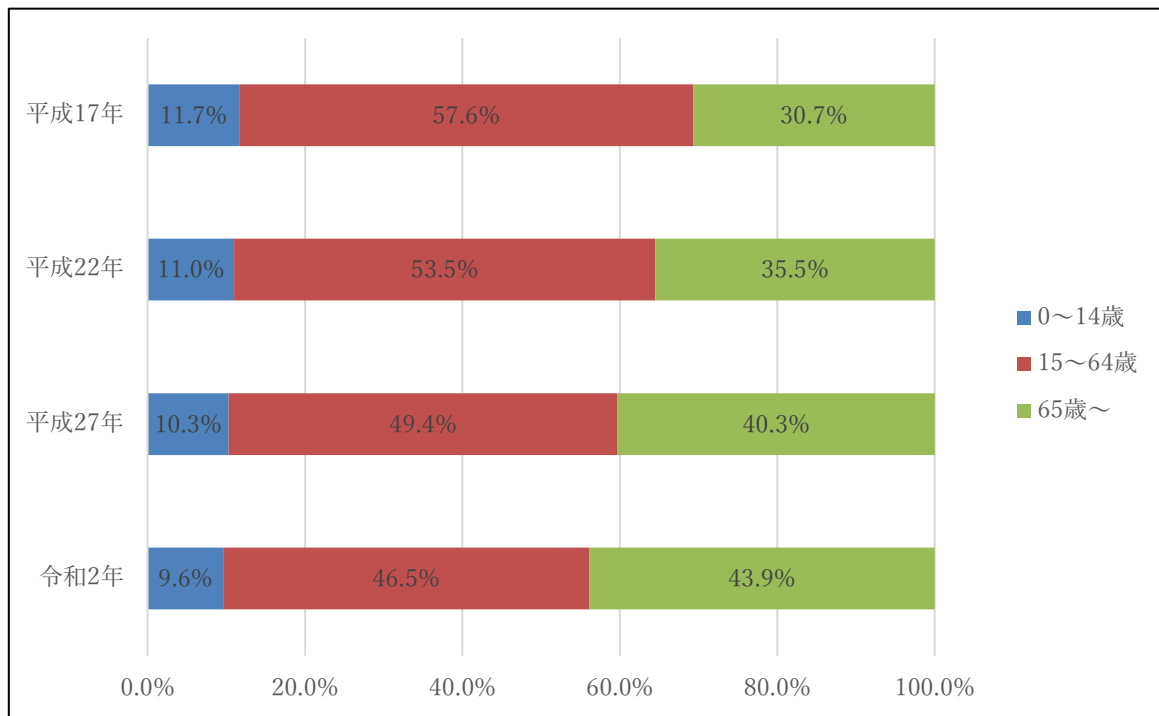
住民基本台帳による人口・世帯数の推移（各年４月１日時点）

年 度	人 口（人）			世帯数 （世帯）	1世帯当り人口 （人）
	総 数	男	女		
令和２年	14,773	6,880	7,893	7,700	1.92
令和３年	14,538	6,787	7,751	7,647	1.90
令和４年	14,261	6,662	7,599	7,567	1.88
令和５年	13,942	6,532	7,410	7,480	1.86
令和６年	13,628	6,391	7,237	7,421	1.84
令和７年	13,348	6,258	7,090	7,374	1.81



国勢調査による年齢別人口構成の推移

	0～14 歳	15～64 歳	65 歳～
平成 17 年	2,133 人 (11.7%)	10,464 人 (57.6%)	5,588 人 (30.7%)
平成 22 年	1,880 人 (11.0%)	9,137 人 (53.5%)	6,041 人 (35.5%)
平成 27 年	1,620 人 (10.3%)	7,738 人 (49.4%)	6,315 人 (40.3%)
令和 2 年	1,351 人 (9.6%)	6,556 人 (46.5%)	6,200 人 (43.9%)
(県平均)	(11.5%)	(55.1%)	(33.4%)

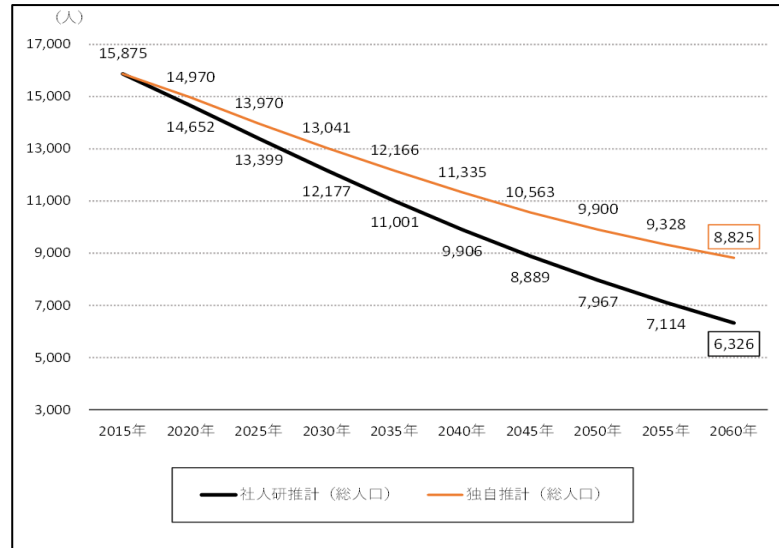


地区別の人口と世帯数（住民基本台帳・令和 7 年 4 月 1 日時点）

地 区 別	人 口 (人)			世帯数
	男	女	計	
宇 久 井	1,288	1,468	2,756	1,338
那 智	2,727	3,152	5,879	3,339
勝 浦	707	825	1,532	939
色 川	153	146	299	171
太 田	428	457	885	491
下 里	955	1,042	1,997	1,096
合 計	6,258	7,090	13,348	7,374

◆本町の人口の長期的見通し◆

本町の人口ビジョンにおいて、活力ある那智勝浦町を維持するため、2025年の人口は約1.4万人（2060年は人口8千人台）を維持することを掲げている。



（２）人口流動の特性

昼夜間人口比率（昼間人口÷常住人口）は令和2年で95.1%となっている。

町内に居住する15歳以上の就業者6,202人のうち、1,713人（27.6%）が那智勝浦町以外の県内へ、257人（4.1%）が県外へ通勤しており、約1／3が町外で働いていることとなっている。

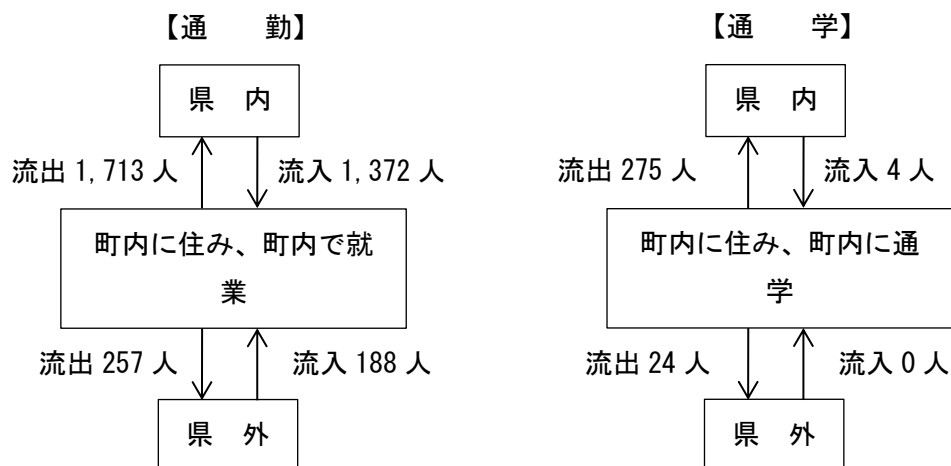
町内に居住する15歳以上の通学者391人のうち、275人（70.3%）が那智勝浦町以外の県内へ、24人（6.1%）が県外へ通学しており、約8割が町外へ通学していることとなっている。

昼夜間人口比率の推移

年 度	昼夜間人口比率
平成 22 年	93.8%
平成 27 年	94.9%
令和 2 年	95.1%

資料：国勢調査

通勤・通学者の流出・流入状況（令和2年）



資料：国勢調査

3. 産業の特性

(1) 産業別就業者の特性

本町の就業者数は令和2年で6,202人であるが、平成17年からの15年間に約700人減少している。15年間の変化を業種別にみると、減少数が多いのは卸小売業の654人、減少率が高いのは漁業の43%である。また、サービス業は減少数・減少率とも比較的少ない。

産業別の就業者比率は令和2年で第1次産業4.3%、第2次産業11.6%、第3次産業84.1%であり、第1・2次産業の比率減少と第3次産業の比率増加の傾向が続いている。

那智勝浦町の産業別就業者数の推移（人）

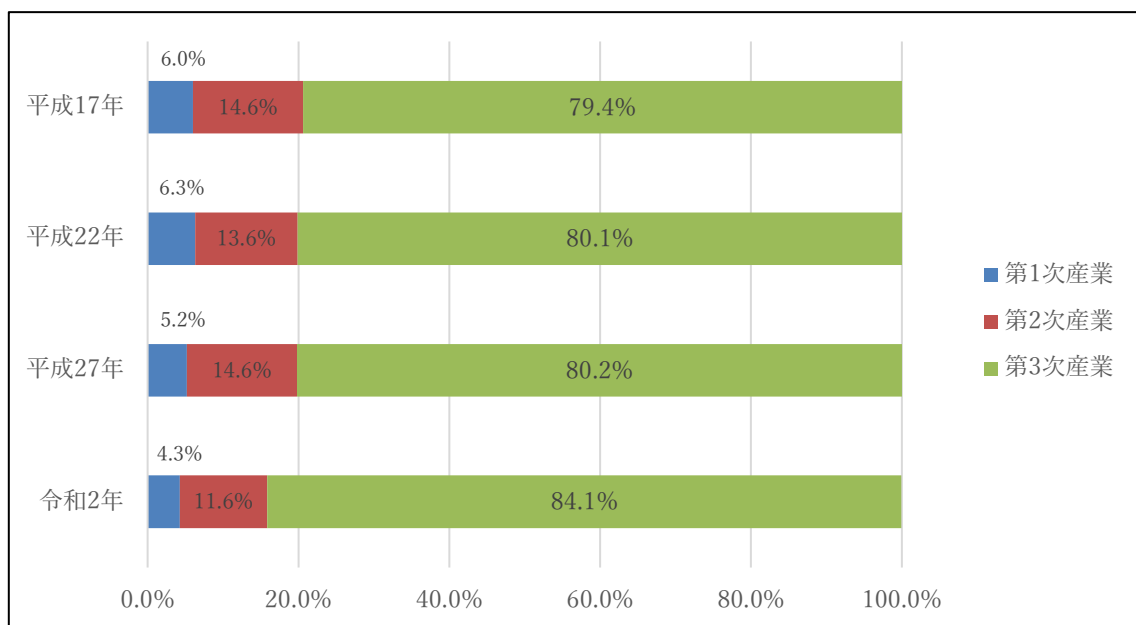
区 分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	R2/H17
第 1 次産業	農業	245	225	176	148	0.60
	林業	35	60	47	42	1.20
	漁業	202	173	130	115	0.57
	計	482	458	353	305	0.63
第 2 次産業	鉱業	1	0	0	4	4.00
	建設業	726	530	601	484	0.67
	製造業	451	453	395	342	0.76
	計	1,178	983	996	830	0.70
第 3 次産業	卸小売業	1,851	1,598	1,397	1,197	0.65
	金融・保険・不動産業	176	133	173	165	0.94
	運輸・通信業	349	385	297	269	0.77
	電気・ガス・水道業	16	27	21	31	1.94
	サービス業	3,647	3,317	3,266	2,929	0.80
	公務	371	319	304	298	0.80
	計	6,410	5,779	5,457	6,024	0.94
分類不能の産業		12	28	26	178	14.83
合計		8,082	7,248	6,833	7,337	0.91

資料：国勢調査

那智勝浦町の産業別就業者比率の推移

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	H17→R2 推移
第 1 次産業	6.0%	6.3%	5.2%	4.3%	1.7%の減少
第 2 次産業	14.6%	13.6%	14.6%	11.6%	3.0%の減少
第 3 次産業	79.4%	80.1%	80.2%	84.1%	4.7%の増加

資料：国勢調査



(2) 観光の特性

本町は和歌山県南部の観光拠点であり、平成27年で年間138万人の観光集客力がある。

宿泊客・日帰り客とも平成23年以降は増加に転じていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和元年から令和2年にかけて大きく減少した。令和3年度からは再度増加傾向に転じ、宿泊客数は新型コロナウイルスの影響前の数値まで戻ってきており、年々増加傾向にある。

なお、本町の宿泊客数約43.5万人（令和6年）は、県内4位である。

また、宿泊客の利用する輸送機関は、自家用車が約55.3%と最も多く、過去3年間の平均でも約50%を超えている傾向にある（令和5年）。

那智勝浦町の観光客数の推移

年次	宿泊客数（人）	日帰り客数（人）	合計（人）
令和元年	368,411	982,856	1,351,267
令和2年	228,303	604,415	832,718
令和3年	255,690	636,558	892,248
令和4年	331,899	643,758	975,657
令和5年	379,188	701,081	1,080,269
令和6年	434,875	819,010	1,253,885

資料：那智勝浦町統計資料編

和歌山県の主な市町別の宿泊客数（令和6年）

	市町名	宿泊客数（人）
1位	白浜町	1,733,049
2位	和歌山市	1,013,136
3位	串本町	449,682
4位	那智勝浦町	434,875
5位	田辺市	409,266

資料：和歌山県観光客動態調査報告書

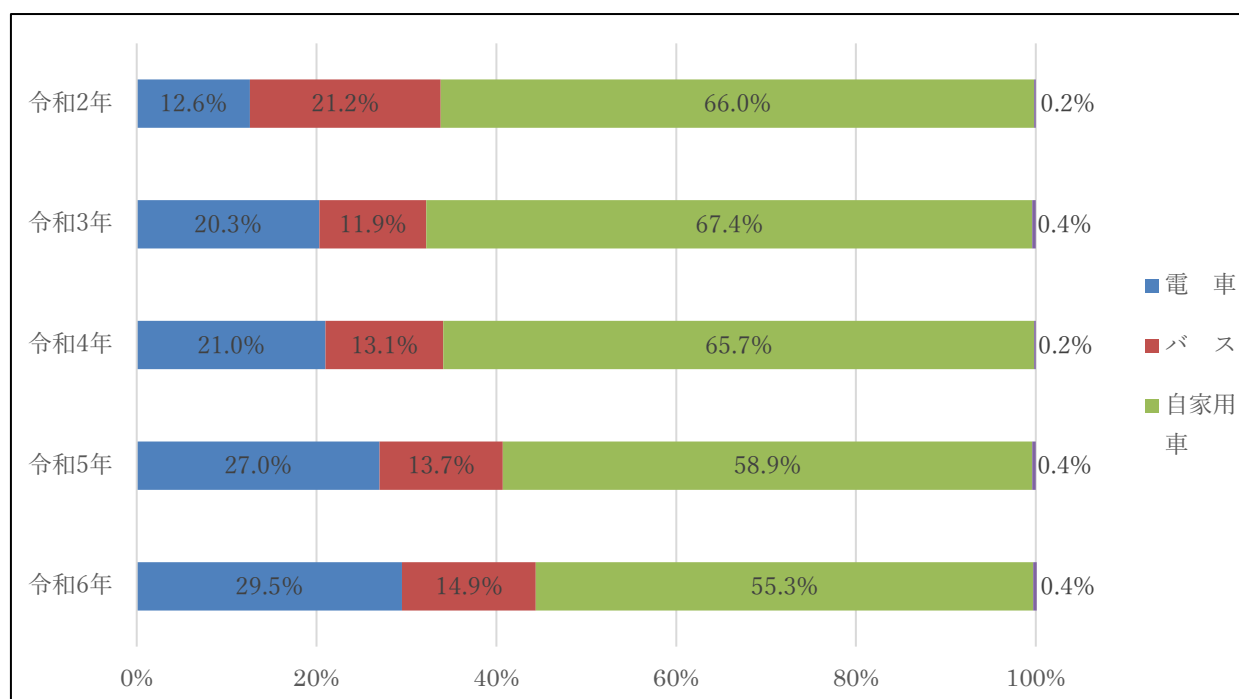
那智勝浦町の宿泊施設の収容力（令和6年）

種別	施設数（軒）	収容力（人）
旅館（ホテル）	11	3,521
民宿	10	291
ビジネスホテル	5	266
国民休暇村	1	163
寮・保養所・他	35	333
合計	62	4,574

那智勝浦町の宿泊客輸送機関別内訳

年 次	電 車	バ ス	自家用車	その他
令和元年	13.5%	35.1%	51.2%	0.2%
令和 2 年	12.6%	21.2%	66.0%	0.2%
令和 3 年	20.3%	11.9%	67.4%	0.4%
令和 4 年	21.0%	13.1%	65.7%	0.2%
令和 5 年	27.0%	13.7%	58.9%	0.4%
令和 6 年	29.5%	14.9%	55.3%	0.4%

資料：那智勝浦町統計資料編



(3) 水産業の特性

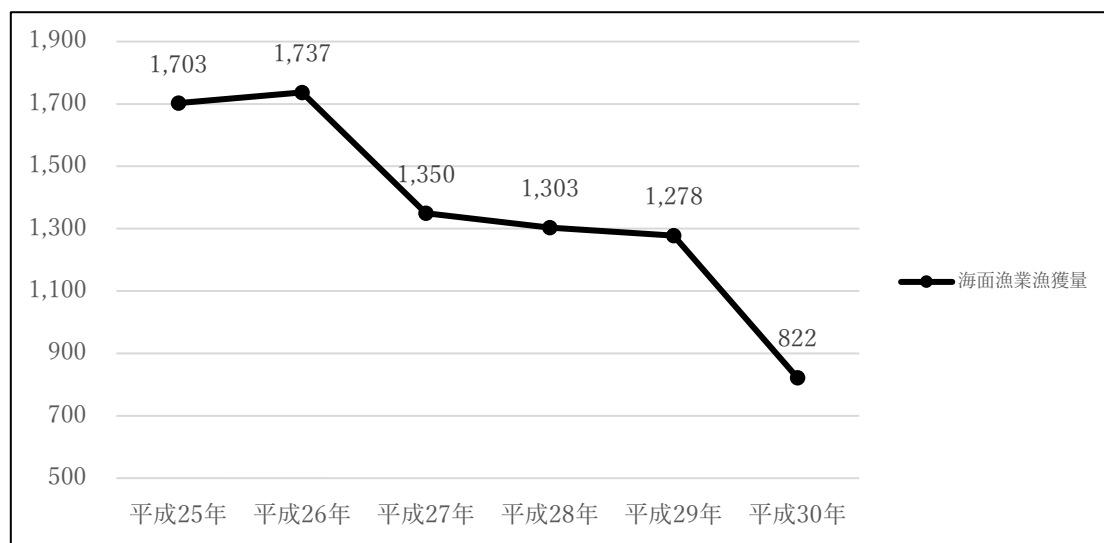
本町は、まぐろ延縄漁法による生マグロの水揚げが日本一であるが、海面漁業全体の漁獲量は減少傾向にあり、県内の市町でも7位となっている。

那智勝浦町の海面漁業漁獲量の推移

年 次	海面漁業漁獲量 (トン)	平成 25 年以降の 伸び率
平成 25 年	1,703	1.00
平成 26 年	1,737	1.02
平成 27 年	1,350	0.78

平成 28 年	1,303	0.77
平成 29 年	1,278	0.75
平成 30 年	822	0.48

資料：和歌山県統計年鑑



和歌山県の主な市町別の海面漁業漁獲量（平成 30 年）

	市 町 名	海面漁業漁獲量（トン）
1 位	田 辺 市	3,039
2 位	有 田 市	2,570
3 位	御 坊 市	1,964
4 位	串 本 町	1,543
5 位	日 高 町	1,346
6 位	み な べ 町	844
7 位	那智勝浦町	822

資料：和歌山県統計年鑑

（４）農業の特性

本町の農家数は令和2年に95戸であり、減少傾向が続いている。

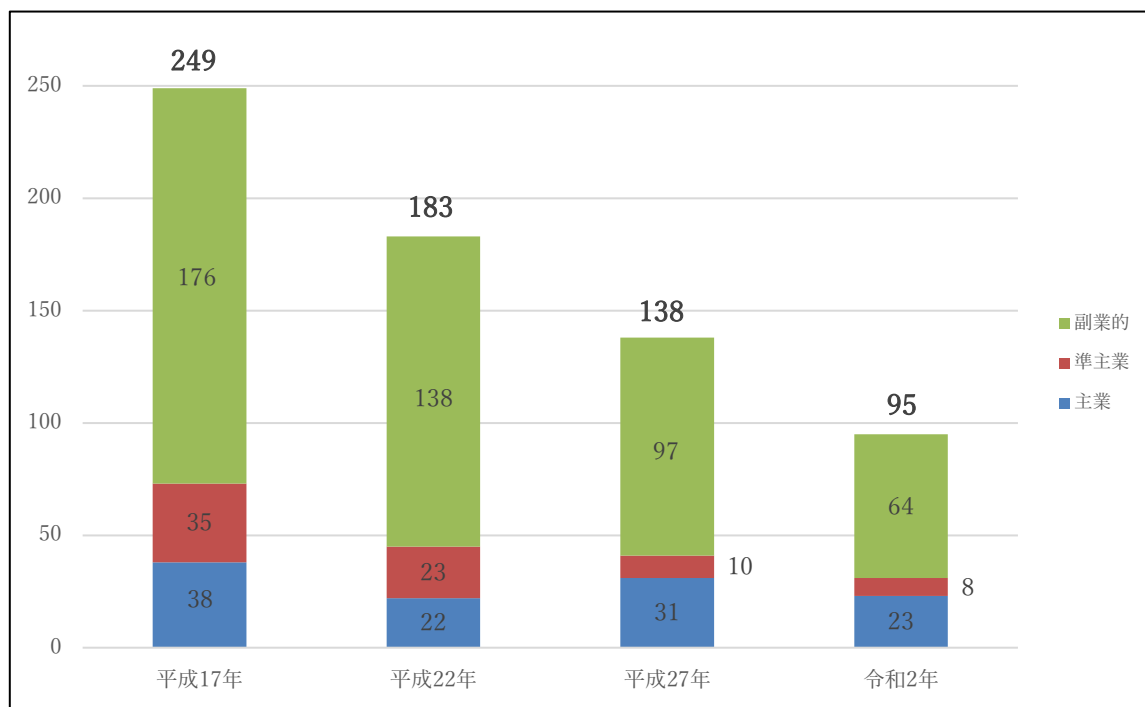
耕地は田が主体で、主に水稻を生産している。

那智勝浦町の農家数・耕地面積の推移

	農家数（販売農家のみ、戸）				耕地面積（ha）			
	総数	主業	準主業	副業的	総面積	田	畑	樹園地
平成 17 年	249	38	35	176	142	108	18	16
平成 22 年	183	22	23	138	112	88	9	15
平成 27 年	138	31	10	97	99	77	7	16

令和 2 年	95	23	8	64	79	53	13	12
--------	----	----	---	----	----	----	----	----

資料：那智勝浦町統計資料編・和歌山県統計年鑑



4. 災害の歴史と特性

(1) 本町における災害の概要

本町は、紀伊半島の南東側に位置する多雨地帯であるうえ、梅雨期の集中豪雨に加え、台風災害常襲地帯となっている。

特に本町の地形は、急峻な谷間の河川沿いに住家及び資産の多くが集積した厳しい地形にあるため、短時間の豪雨による河川の氾濫や低地帯での浸水被害、上流地域の土砂災害が発生しやすい状況にある。

地震被害については、四国沖から東海沖の南海トラフに震源を持ち周期的（100年～150年）に起こる巨大地震により、過去幾度となく大きな被害を受けている。昭和19年の東南海地震の発生から既に65年余りが経過し、南海地震と併せて警戒を要する。

これらの地震は海溝型地震であるため、歴代のどの地震も大きな津波を引き起こしており、長い海岸線を有する本町では、津波による危険性は極めて高い。

(2) 主な既往風水害（町史・被害資料より抜粋）

発生時期	災害種別	災害状況
昭和 22 年 7 月 18～22 日	豪 雨	両太田村に大被害、色川総雨量 470mm。
昭和 23 年 9 月 16 日	タイオン台風	太田村に大水害。
昭和 23 年 11 月 16～19 日	アグネス台風	両太田村が三度泥海化。
昭和 24 年 7 月 5～6 日	豪 雨	太田川堤防決壊し両太田村が泥海化、橋ほとんど流出、田畑の流出埋没 91ha、下和田・小匠の被害甚大。
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風	大暴風・にわか雨性の豪雨が数日続く。 色川総雨量 412.8mm。
昭和 29 年 6 月 22～23 日	豪 雨	那智川未曾有の水位（平常時より 5.5m増水）、河川護岸の決壊、橋梁の流出・落橋。 死者 6 名、家屋全壊 3 戸、家屋半壊 7 戸、床上浸水 224 戸、床下浸水 593 戸。
昭和 29 年 9 月 17～18 日	台風 14 号	集中豪雨、大野で山崩れ 1 戸埋没。総雨量 398mm、最大時間雨量 72.1mm、太田川水位 6.15m。
昭和 34 年 9 月 23～26 日	伊勢湾台風	潮岬の西に上陸、瞬間最大風速(潮岬)48.5m/秒、降雨量は沿岸で 200～300mm、山間部 400～600mm。 死者 1 名、重傷 4 名、家屋全壊 17 戸、家屋流出 5 戸、家屋半壊 106 戸、床上浸水 240 戸、床下浸水 582 戸、被害額 459,613 千円。
昭和 36 年 9 月 16 日	第 2 室戸台風	家屋全壊 33 戸 他。
昭和 42 年 10 月 27 日	台風 34 号	瞬間風速 40m を越える暴風雨を伴い通過、沿岸部で被害大。死者 1 名、家屋全壊 2 戸、家屋半壊 3 戸、床上浸水 269 戸、床下浸水 1,154 戸、漁船沈破損 57 隻、他。被害額 667,687 千円。

昭和 47 年 9 月 16 日	台風 20 号	暴風により全域で屋根瓦破損、住家半壊 3 戸、床下浸水 15 戸、漁船沈破損 5 隻、他。 被害額 59,146 千円。
昭和 50 年 11 月 7 日	竜 巻	低気圧通過により宇久井地区で突風(竜巻)発生、家屋破損 33 戸。
昭和 54 年 11 月 9～10 日	豪 雨	集中豪雨・床上浸水 3 戸、床下浸水 25 戸、小匠ダム総雨量 433mm。被害額 26,290 千円。
昭和 57 年 7 月 25 日	豪 雨	集中豪雨、床下浸水 6 戸、他。小匠ダム総雨量 298mm。 被害額 19,200 千円。
昭和 61 年 9 月 17 日	豪 雨	秋雨前線により床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸、他。 被害額 5,250 千円。

発生時期	災害種別	災害状況
昭和 63 年 9 月 6 日	豪 雨	雷を伴う記録的な激しい集中豪雨、降雨量小匠ダム 204mm、最大時間雨量(色川、小匠ダム 96mm)・那智川氾濫、川関・井関・中村地区避難勧告(307 世帯 800 人)・床上浸水 98 戸、床下浸水 195 戸、他。 被害額 303,370 千円。
昭和 63 年 9 月 25 日	豪 雨	秋雨前線による集中豪雨、床下浸水 15 戸、他。 被害額 72,360 千円。
平成 2 年 9 月 19 日	台風 19 号	白浜町付近に上陸し紀伊半島を横断、最大風速 50m を越える記録的暴風・家屋破損、電柱倒壊、風倒木等全域で被害大。負傷者 1 名、住家全壊 2 戸、半壊 26 戸、一部破損 2,265 戸、他。被害額 2,107,000 千円。
平成 2 年 9 月 30 日	台風 20 号	台風 19 号とほぼ同コースで断続的豪雨と強風、住家半壊 3 戸、一部破損 329 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 19 戸、他。被害額 228,782 千円。
平成 2 年 11 月 30 日	台風 28 号	白浜町付近上陸、床下浸水 4 戸、他。 被害額 193,253 千円。
平成 3 年 9 月 19 日	台風 18 号	台風の北上に伴い秋雨前線が活発化、総雨量大野 407mm、床上浸水 2 戸、床下浸水 10 戸、他。 被害額 66,829 千円。
平成 5 年 9 月 9 日	台風 14 号	住家一部破損 2 戸、床下浸水 2 戸、他。 被害額 15,905 千円。
平成 6 年 9 月 29 日	台風第 26 号	県南部に上陸し北上、住家一部破損 59 戸、床下浸水 1 戸、他。 被害額 63,302 千円。
平成 10 年 9 月 22 日	台風 7 号	御坊市付近に上陸北上、強風により負傷者 2 名、住家一部破損 11 戸、他。被害額 20,290 千円。
平成 10 年 9 月 24 日	豪 雨	秋雨前線停滞による集中豪雨、降雨量大野 383mm、最大時間雨量大野 77mm、ダム最高水位 56.79m、出合最高水位 6.79m、床上浸水 2 戸、床下浸水 15 戸、他。 被害額 210,609 千円。
平成 13 年 8 月 21 日	台風 11 号	串本付近へ上陸、色川大野で積算雨量 796mm、最大時間雨量 66mm、小匠ダム最高水位 58.50m と記録的な大雨。床上浸水 145 戸、床下浸水 111 戸、他 被害額 779,694 千円。
平成 13 年 9 月 30 日	豪 雨	秋雨前線停滞による集中豪雨、市野々で積算雨量 285mm、最大時間雨量 82mm、小匠ダム最高水位 49.83m を記録。床上浸水 35 戸、床下浸水 291 戸、他。 被害額 198,311 千円

平成 23 年 9 月 3～4 日	台風 12 号 紀伊半島 大水害	長雨が 2 日以上続き、累計雨量は色川で 1,100mm、市野々で 821mm、最大時間雨量は 4 日 2 時に市野々で 123mm を記録。那智川の支流を始め町内各所で土石流が発生、死者 28 名、行方不明者 1 名、全壊家屋 103 戸、半壊家屋 905 戸、床上浸水 440 戸。 被害額 2,282,640 千円
-------------------	------------------------	---

(3) 主な既往地震、津波被害（町史、県防災計画より抜粋）

発生時期	地震名	地震規模・震度・津波の高さ・被害	
宝永 3 年（1707 年）10 月 28 日	宝永東海・南海地震	M8.4	熊野地方震度 6
安政元年（1854 年）12 月 23 日	安政東海地震	M8.4	熊野地方震度 5
安政元年（1854 年）12 月 24 日	安政南海地震	M8.4	熊野地方震度 6
昭和 19 年（1944 年）12 月 7 日	東南海地震	M7.9	熊野地方震度 5 津波高 約 5m（天満） 死者 33 名、行方不明者 4 名、 り災者 5,726 名、全半壊家屋 383 戸、流 出家屋 218 戸 他。
昭和 21 年（1946 年）12 月 21 日	南海道地震	M8.0	熊野地方震度 6 津波高 約 3m（勝浦）

(4) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本町は、和歌山県内19市町、全国14都県139市町村に含まれる形で、平成26年3月「津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

深刻な津波被害（地震発生後30分以内に津波が到達し30cm以上浸水するおそれ）が予想される指定地域では、津波避難施設の整備（津波避難ビル、津波避難タワー、避難路等）に対する国からの補助が拡充される。

(5) 緊急輸送ネットワーク

和歌山県では、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定して、緊急輸送ネットワークの形成を図っている。

【第1次緊急輸送道路】

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路。

→本町では、国道42号及び那智勝浦新宮道路（※）が指定されている。

【第2次緊急輸送道路】

第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。

→本町では、太地町と連絡する県道梶取崎線が指定されている。



那智勝浦町周辺の緊急輸送道路ネットワーク図

※那智勝浦新宮道路

平成 20 年に開通した国道 42 号高森交差点（新宮市三輪崎）から那智勝浦 I C までの区間 8.9km の自動車専用道路（高規格幹線道路）の名称である。

平成 27 年 9 月に開通した那智勝浦 I C から那智勝浦町市屋までの区間 6.3km を含めた、全区間 15.2km の事業名称は「那智勝浦道路」である。

- ・ 幅員：22.0m（完成）、10.5～11.5m（暫定）
- ・ 構造規格：第 1 種第 3 級
- ・ 設計速度：80km/時
- ・ 車線数：4 車線（完成時）、2 車線（暫定）

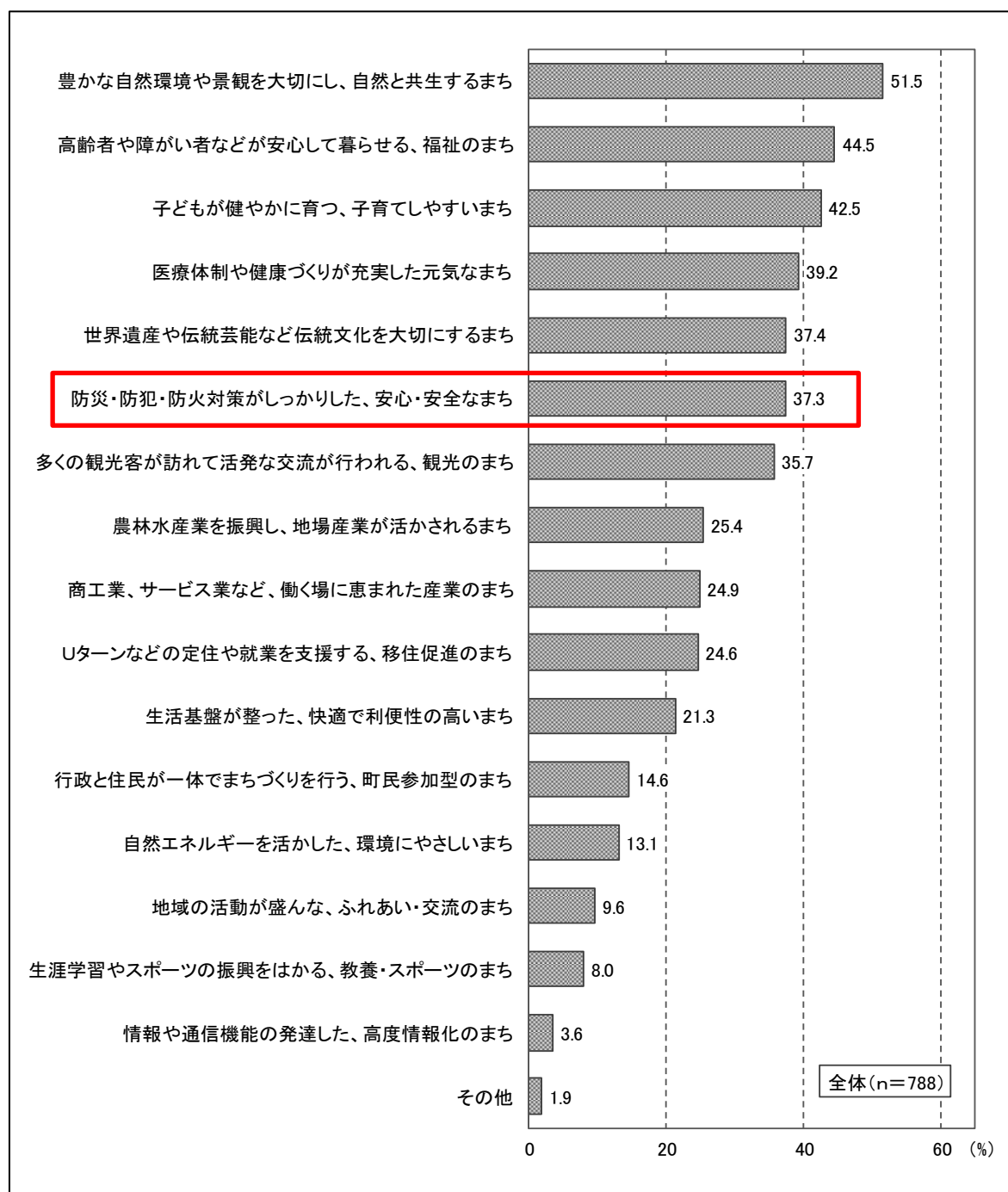


5. 住民意向調査結果の概要

【第10次那智勝浦町長期総合計画策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（令和2年3月）より】

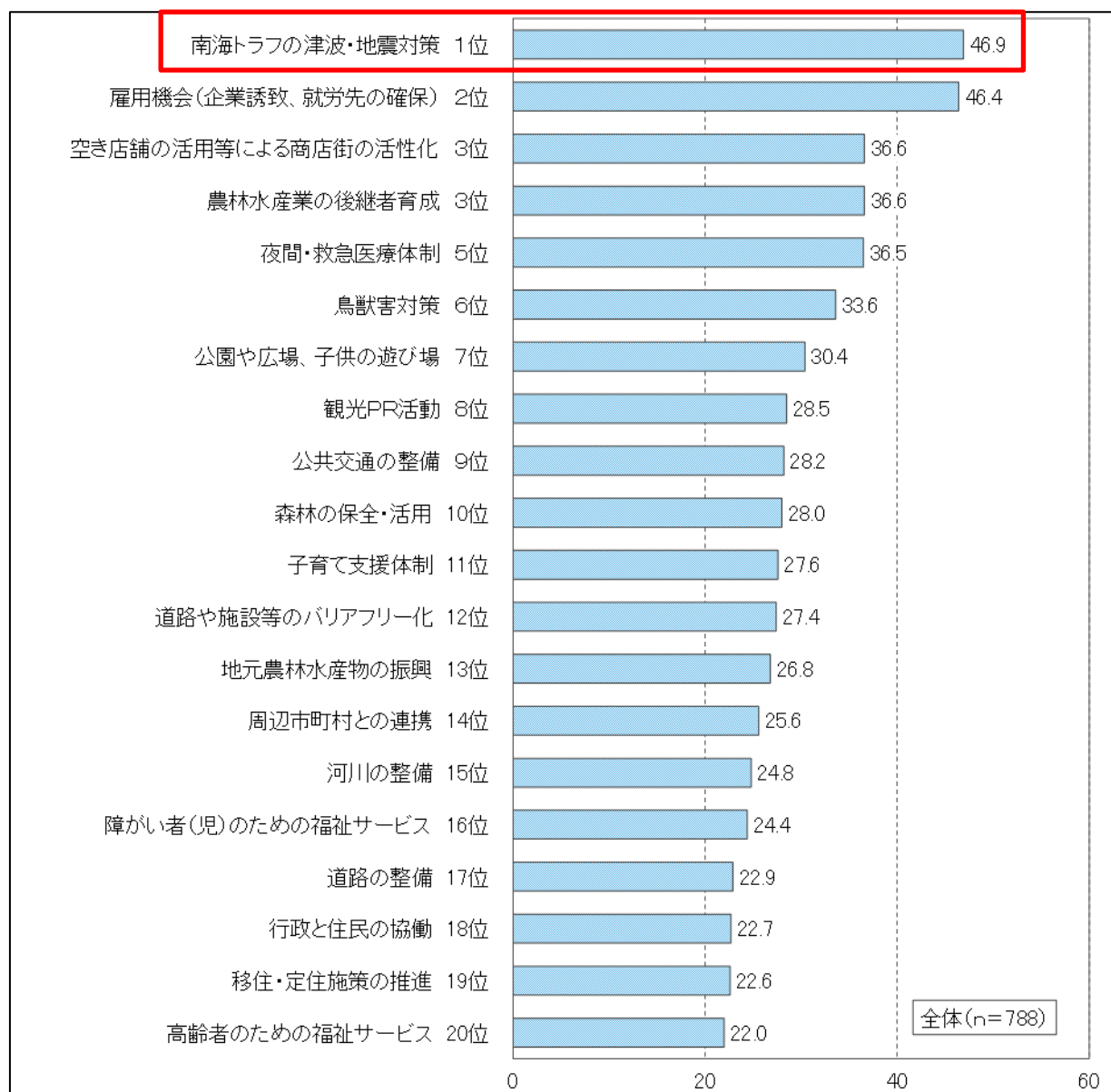
（１）まちの将来像（目指すべきまちづくり）として特にふさわしいと思うこと（複数回答）

全体で最も回答率の高いのは、「豊かな自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」が51.5%であり、「防災・防犯・防火対策がしっかりした、安全なまち」は全17項目のうち6番目であった。



(2) 施策強化の必要度

施策項目ごとの優先度と満足度の差を「施策強化の必要度」と位置づけると、「南海トラフの津波・地震対策」の割合が最も高く、平成28年3月に本計画策定以降も町民のニーズは引き続き高いと言える。



Ⅲ. 那智勝浦町の地域強靱化の基本目標

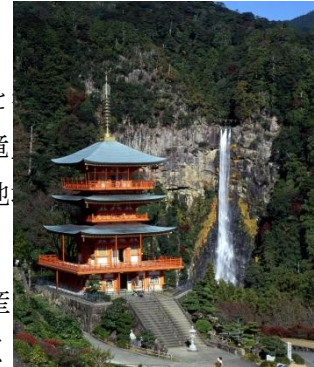
1. めざすべき地域の姿

悠久の歴史と雄大な自然に 人がつどい・くらす

レジリエンス・タウン 那智勝浦町

めざすべき地域の姿を、以下のようなことから定めた。

「悠久の歴史」： 本町は、世界文化遺産である「紀伊山地の霊場と詣道」の中核をなす「熊野那智大社」や「那智大滝」「熊野参詣道」などによって悠久の歴史を有する地域である。



「雄大な自然」： 町の南側に広がる太平洋をはじめ、世界文化遺産ある「那智原始林」をはじめ、太古より隆起沈下をくりかえし形成された地形や勝浦港外に点在する大小無数の奇礁奇岩は「南紀熊野ジオパーク（日本ジオパーク協会認定）」に認定されるなど、雄大な自然を有する地域である。



「人がつどい」： 本町は、大阪や名古屋都市圏から遠く離れた県域の南端に位置するものの、上記の歴史的自然的資源に加え、効能豊かな「勝浦温泉、湯川温泉」や「生鮮マグロ」及び「黒潮いちご」に代表される新鮮な食材などを求めて、国内は基より外国からも観光客が訪れ、その数は年間 130 万人強にも達する和歌山県南部の観光拠点を形成する地域である。



「人がくらす」： 本町は、古来より開かれた地域であったが、人口の減少、高齢化が進行する過疎地域でもあり、定住対策として「雇用機会の創出（企業誘致、活性化）」、「町立病院などの医療施設対策」が望まれている地域である。

「レジリエンス」（しなやかな強さ）： 本町は、紀伊半島の南東側に位置し太平洋に面しているため、梅雨や台風による風水害や土砂災害に加え、海溝型地震や津波などによって多大な被害を繰り返し受けている地域であり、特に、いち早い「東南海・南海地震への対策」が望まれている地域である。



2. 地域強靱化の基本目標

本町の目指すべき地域の姿の実現や、国土及び地域強靱化の役割を踏まえ、基本目標を以下のとおり設定する。

(1) 基本目標の設定

- ①町民の生命の保護が最大限図られること
- ②本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④本町の迅速な復旧復興を可能にすること

(2) 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の地域強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、本
地域強靱化計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ①地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検討し取組の推進
- ②長期的視野を持った計画的な取組の推進
- ③地域間連携の強化による、災害時の相互応援体制の構築
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ハード、ソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進
- ②国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ③非常時のみならず、平時の有効活用に配慮した工夫

(3) 効率的な施策の推進

- ①市民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ②既存の社会資本の有効活用による費用の縮減
- ③民間資金の積極的活用

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- ①既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ②土地の合理的利用の促進
- ③研究開発の推進と成果の推進
- ④コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑤女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、観光客等への配慮
- ⑥自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

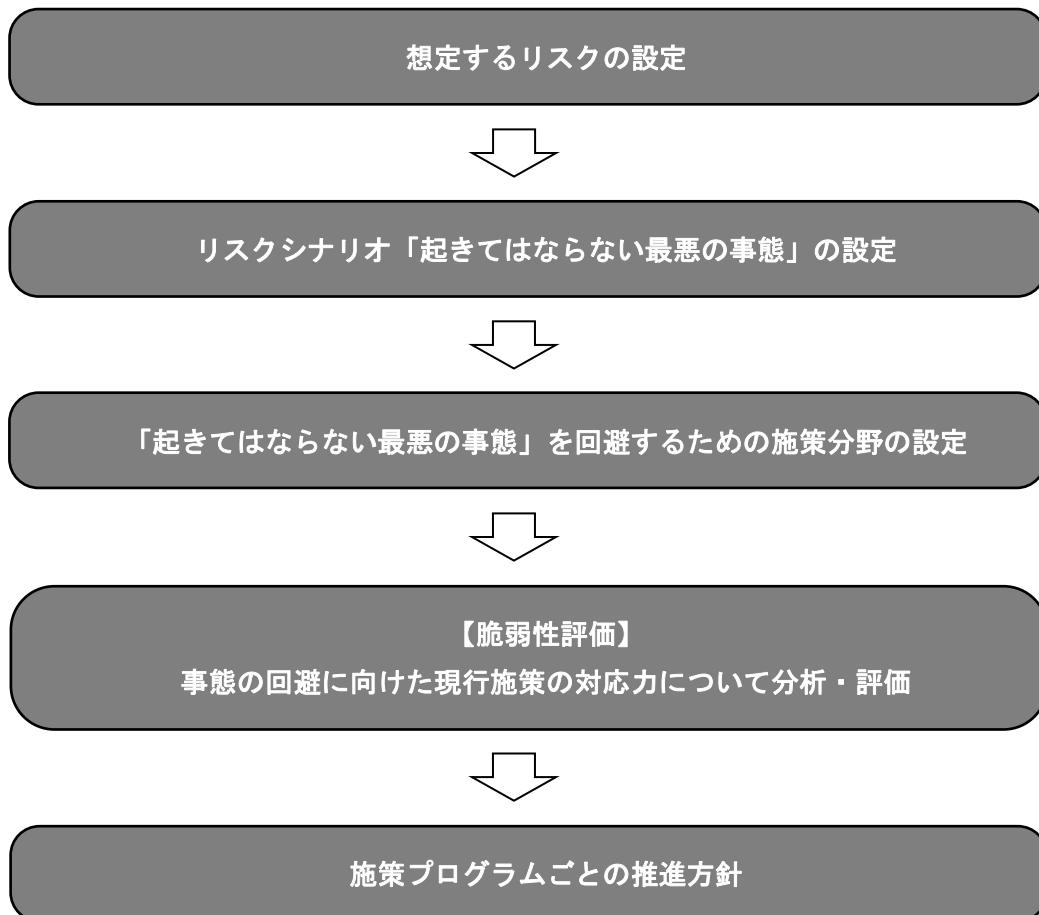
IV. 脆弱性評価の実施

1. 脆弱性評価の進め方

大規模自然災害等に関する脆弱性を評価することは、那智勝浦町の地域強靱化に関する施策を策定し、推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価にあたっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に、以下の流れにより実施する。

脆弱性評価を通じた施策プログラム策定の流れ



2. 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとする。

- ①南海トラフの地震＜3 連動地震、南海トラフ巨大地震＞（津波、液状化、土砂災害 等）
- ②中央構造線地震（液状化、土砂災害 等）
- ③台風等による風水害等（河川氾濫、土砂災害、高潮、暴風、竜巻 等）

3. 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」は本町の地域特性を踏まえ、以下に掲げるリスクシナリオとする。

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる	1-1 大規模地震、津波の発生による多数の死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊、火災等
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-6 観光客等の帰宅困難者の長期化と水・食糧等の供給不足
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
	3-2 災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
	3-3 災害時における教育センター（教育委員会）の浸水・津波被害と教育の拠点機能の混乱による教育行政機能の大幅な低下や停止
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 基幹道路（国道 42 号）が分断することによる道路交通網の麻痺等
	5-2 食料等の安定供給の停滞
	5-3 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
	5-4 大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞
	5-5 観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-2 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
	6-3 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による町内経済等への甚大な影響
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4. 施策分野

脆弱性評価は、以下に掲げる 11 分野と各分野共通の 2 項目（リスクコミュニケーション、耐震・老朽化対策）で行うものとする。

- ①行政機能（消防等）
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④エネルギー
- ⑤情報通信
- ⑥産業構造
- ⑦交通・物流
- ⑧農林水産
- ⑨地域（国土）保全
- ⑩環境
- ⑪土地利用

V. プログラムごとの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる

1-1 大規模地震、津波の発生による多数の死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 本町は、南海トラフ巨大地震等の震源域に近く、津波の到達が速い（東海・東南海・南海3連動地震の場合、最大津波高8m、第1波最大津波到達時間7分。南海トラフ巨大地震の場合、最大津波高14m、津波高1m到達時間3分）ため、津波避難困難地域（和歌山県国土強靱化計画によれば9地区、2,351人、52.4ha）が多く存在し、住民アンケート調査においても早急な対応が求められている。
- また、津波から逃げ切ることができる地域においても、津波情報が迅速に伝わらなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こったりすると、被害の拡大をまねくおそれがある。
- 津波被害の危険性がある地域において、特定避難路が未指定であり、町指定緊急避難場所や町指定避難所及び津波避難ビルも不足し、津波避難タワーが未整備であるため、被害の拡大をまねくおそれがある。
- 役場庁舎、消防本部、教育センター、災害時用臨時ヘリポートといった施設が津波浸水想定区域内にあり、津波災害時に防災拠点としての機能を果たせないおそれがある。
- 役場庁舎、出張所等の公共施設の耐震化が十分ではなく、地震被害を受ける可能性がある。
- 保育所5箇所、介護施設6箇所、町立病院が津波浸水想定区域内にあり、災害時要援護者の避難が遅れるおそれがある。
- 一般住宅やブロック塀の耐震化、家具等の転倒防止策についての周知が十分に行われておらず、地震被害の拡大や避難路の閉塞をおこすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

大規模地震、津波の発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 避難路、町指定緊急避難場所、町指定避難所の整備（総務課）	・ 特定避難路：未指定（R6） ・ 町指定緊急避難場所：135箇所（R6） ・ 町指定避難所：44箇所（R6）

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	2) 防災拠点（役場庁舎等）の高台移転・建替え整備（総務課）	・津波浸水想定区域内であり埋立地に立地し、耐震性も確保できていない（H27）⇒高台移転又は津波避難ビルの機能を持たせた施設への建替えや耐震化を検討 ・消防本部の高台移転完了
	3) 防災拠点（災害時用臨時ヘリポート等）の高台整備（総務課、消防本部）	・津波浸水想定区域外にあるヘリポート：16 箇所（R4）⇒必要箇所の整備に努める
	4) 教育センターの高台移転整備（教育委員会）	・他の公共施設整備などと併せて移転等を検討
	5) 那智勝浦町消防本部の高台移転整備（消防本部）	・那智勝浦町消防・防災センターR4.3 竣工⇒高台移転整備完了 ・消防倉庫、屯所 9 箇所⇒できるだけ早い時期に移転をめざす。
	6) 消防資機材の整備（消防本部）	・化学車・ポンプ車の更新⇒消防体制の見直しを図り、マルチ化し更新
【住宅・都市】	7) 防災公園、津波避難タワー等の整備（総務課）	・津波避難タワーの箇所数：6 基（R4）⇒L1 津波による避難困難地域に 14 箇所程度整備（令和 8 年度を目標に）
	8) 津波避難ビル等の指定（総務課）	・津波避難ビルの指定箇所数：20 箇所（R4）⇒施設管理者と協議の上、指定箇所を拡充
	9) 一般住宅の耐震化の向上促進（総務課）	・住宅耐震改修等補助件数：耐震改修 35 件、耐震診断 132 件（H27～R6 累計）⇒補助制度などの周知により向上に努める
	10) 家具等の転落防止策の促進（総務課）	・家具等転倒防止補助件数：49 件（H27～R6 累計）⇒補助制度などの周知により向上に努める
	11) 緊急交通路や避難路周辺における住宅やブロック塀の耐震化促進（総務課）	・住宅の耐震促進については、9) 一般住宅の通り耐震化を向上促進 ・ブロック塀等耐震対策事業：78 件（H30～R6 累計）⇒補助制度などの周知により向上に努める

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【保健医療・福祉】	12) 保育所の高台移転整備（こども未来課）	・津波浸水想定区域内にある保育所数：保育所 5 箇所、町立保育所（勝浦こども園、宇久井・下里）にライフジャケットを配布、各園とも定期的に避難訓練を実施。私立保育所の天満保育園はライフジャケット購入済、わかば保育園は購入無、2 園とも訓練は月 1 回実施。⇒勝浦こども園は閉園する方向で検討。 ・町内保育所や地域子育て支援センターのあり方を検討し、児童福祉関係施策を推進
	13) 医療・介護施設の高台移転整備（福祉課）	・津波浸水想定区域内にある介護施設：6 箇所（ルピナス、はるかぜ、かしの木、つつじ園、ドマーニ宇久井、L i n o）（R5） ・浸水想定区域内にある医療施設数：内科・皮膚科 11 施設の内 9 箇所、歯科医院 12 施設の内 12 箇所（R6） ・福祉避難所の指定及び協定の状況：11 箇所（R5）
	14) 災害拠点病院の整備等（福祉課）	・新宮医療圏においては、新宮市立医療センターが災害拠点病院となるため、県（医療圏）に機能向上を要請
	15) 町立病院の耐震化並びに高台移転を目的とした新町立病院建設事業（公営企業・病院事業）	・平成 30 年に新病院に移転済み
	16) 新宮保健所主催の災害トリアージ訓練等に参加することにより有事への備えを行う（公営企業・病院事業）	・和歌山県独自のローカル D-MAT を院内に設置。⇒院内・院外の訓練に積極的に参加
【産業構造】	17) 町管理漁港・防波堤等の耐震化および第 3 種漁港の災害に強く発災後の早期再開に対応した施設整備（農林水産課）	・機能保全計画の策定（H26）、機能保全計画（追加分）の策定（H28）⇒漁港機能増進事業（R3） ・町管理の 3 漁港における防波堤等の耐震化済み延長：0km（H27）、機能保全計画の策定（H26）⇒機能保全計画（追加分）の策定（H28）、和歌山県勝浦圏域総合水産基盤整備事業計画（R4）

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【交通・物流】	18) 津波被害の危険性のある地域における避難路の早急な整備（総務課）	・避難路等整備事業：97 件⇒補助制度などの周知により向上に努める ・自主防災組織等では整備できない規模の避難路整備については町が事業主体となって実施 ⇒L1 津波による避難困難地域の解消に必要な避難路を優先的に整備
	19) 広域及び地域緊急交通路等の基盤整備（建設課）	・緊急輸送道路等（那智勝浦新宮道路）の道路斜面の要対策箇所対策率：100%（R4）
【土地利用】	20) 旧グリーンピア南紀跡地の多面的利用の検討（総務課）	・緊急避難所や防災拠点施設として整備⇒行政機能やその他施設の整備検討
【リスクコミュニケーション】	21) 津波ハザードマップ及び津波避難体制の確立、町民への周知徹底（総務課）	・令和 4 年度に津波ハザードマップを更新し、各戸配布済 ・津波避難訓練の実施：1 回/年⇒自主防災組織や関係事業者などとの連携によって、参加者の多様化、内容を充実
	22) 防災情報伝達システムの構築（総務課）	・和歌山県が整備している総合防災情報システムを活用している。県内全市町村整備済⇒訓練等を行い操作方法等の習熟を図る
	23) 小中学校児童・生徒の地震・津波災害に関する防災教育の実施（教育委員会）	・津波浸水想定区域内にある小中学校数：4 校（R4） ・防災教育の実施回数：10 時間／年（R6）⇒継続実施 ・防災関連セミナーの開催：1 回／年（R6）⇒継続実施
	24) 図書館機能の向上と関連施設等とのネットワーク強化（教育委員会）	・防災関連図書等の充実：216 冊（R6：町立図書館）
	25) 若者や女性の消防団員確保や昼間の出動体制を考慮した体制づくり（消防本部）	・消防団員数：215 人（R6）

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	26) 学校、各種団体等に対し、地震・津波災害に関する防災教育の実施（消防本部）	・ 防災教育の実施回数：9 回×2 時間／年（H27）⇒防災教育を継続的に実施する
	27) 応急手当普及員を地域に派遣し、講習会を開催（消防本部）	・ 応急手当普及員の養成：24 人（H27～R6 累計）
【耐震・老朽化対策】	28) 公共施設（図書館、体育館、避難場所等）の耐震化等整備（総務課、教育委員会）	・ 体育館等の吊り天井改修率：90%（H27）⇒100%（R4） ・ 教育施設の耐震化率：77%（H27）⇒100%（R6）
	29) 防災拠点の耐震化（総務課）	・ 本庁舎の耐震化：なし（H27）⇒高台移転又は津波避難ビルの機能を持たせた施設への建替えや耐震化を検討 ・ 出張所の耐震化：下里出張所のみ耐震化条件をクリア（H27）⇒出張所の有り方を含め検討し、建て替え時には耐震化を実施する。
	30) 公営住宅等の適正な維持管理、更新（建設課）	・ 町営住宅の耐震化率：98%（R6）⇒川関団地用途廃止後は耐震化率 100%
	31) 消防庁舎・屯所の耐震化（消防本部）	・ 消防団屯所（5 箇所/7 箇所）の耐震化率：57%（R6）⇒R4.3 消防庁舎高台移転整備完了。屯所の耐震化を図る

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊、火災等

＜現状・課題等＞

- 本町の公共施設及び保育所や医療・介護施設については、全般的に老朽化や耐震化対策等が必要な状況にあり、また、津波や河川の浸水区域内に立地する施設も見受けられ、災害時に被害が拡大するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊、火災等を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能 （消防等）】	1) 公共施設等総合管理計画の策定 （総務課）	・H28.3月公共施設等総合管理計画策定 ⇒計画に基づいて対策を実施し、施設 総量の適正化や施設の長寿命化、民間 活力の活用等を検討し、公共施設等の 適正な管理を推進する。
	2) 公共施設の耐震化等整備（総務課）	・耐震化整備状況：85%（R6） ※上記計画と併せ、施設建替え時期等 を勘案しながら、必要な耐震化整備 を検討
	3) 避難路、町指定緊急避難場所、町指定 避難所の整備（総務課）（再掲）	1-1-1) 参照
	4) 教育センターの高台移転整備（教育 委員会）（再掲）	1-1-4) 参照
【保健医療 ・福祉】	5) 保育所の高台移転整備（こども未来 課）（再掲）	1-1-12) 参照
	6) 医療・介護施設の高台移転整備 （福祉課）（再掲）	1-1-13) 参照
	7) 町立病院の耐震化並びに高台移転を 目的とした新町立病院建設事業（公 営企業・病院事業）（再掲）	1-1-15) 参照
【耐震・老朽 化対策】	8) 公共施設（図書館、体育館、避難場所 等）の耐震化等整備（総務課、教育委 員会）（再掲）	1-1-28) 参照
	9) 消防庁舎・屯所の耐震化（消防本部） （再掲）	1-1-31) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅰ.1.津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第3章Ⅰ.2.地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え (2) 地震に起因する火災等への備え
第3章Ⅰ.3.風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

〈現状・課題等〉

- 近年の世界的な気象変動によって、本町においてもこれまで経験したことのない規模の台風や前線による集中豪雨等が確認される機会が増大し、平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害では記録的な降雨によって甚大な被害が発生した。
- 現在、河川改修や治山対策等に取り組んでいるものの、町域の大部分は急峻な地形であり、市街地や集落は河川や海岸線沿いの平地部にあることから、依然として河川の氾濫や土砂災害、高潮等による災害リスクが内在し、甚大な人的被害、物的被害が発生するおそれがある。
- 浸水対策を施した町道は 3 箇所(30%)に止まっており、それ以外の町道では大雨によって道路が冠水するおそれがある。
- 山林の荒廃化が進んで保水力等が低下しており、大雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まっている。

〈推進方針と指標〉

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 避難路、町指定緊急避難場所、町指定避難所の整備（総務課）（再掲）	1-1-1) 参照
【情報通信】	2) 気象予警報、洪水予報等の河川情報、流域の雨量や河川水位情報等を迅速に把握し伝達するための訓練の実施（総務課）	・ 情報収集伝達の防災訓練：1～2 回/年 (H27) ⇒ 訓練等を継続的に実施し習熟を図る
【交通・物流】	3) 大雨による道路冠水における排水路の整備、異常水位による浸水対策（建設課）	・ 町内 3 箇所、整備率：30% (R4)
【農林水産】	4) 間伐や植林等の促進による山林の保水力等の向上（農林水産課）	・ 町森林面積 16,036ha、人工林 8,734ha、間伐施工面積 209.5ha (R4)、町森林整備計画策定済み
【リスクコミュニケーション】	5) 洪水ハザードマップなどのソフト対策（総務課）	・ 令和 3 年度に土砂災害・洪水ハザードマップを更新し、各戸配布済⇒訓練等を通して啓発を行う
	6) 図書館機能の向上と関連施設等とのネットワーク強化（教育委員会）（再掲）	1-1-24) 参照
【耐震・老朽化対策】	7) 河川、海岸堤防や樋門・水門等の老朽化対策、維持管理、操作の自動化、遠隔操作化（建設課）	・ 江川樋門整備事業進捗率：68% (H27) ⇒ 100% (R4)

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅰ.３.風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第３章Ⅱ.１.災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第３章Ⅱ.２.救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第３章Ⅱ.３.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅱ.４.地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第４章Ⅱ.１.防災教育の充実	
第４章Ⅱ.２.防災文化の醸成	

1-4 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

＜現状・課題等＞

- 本町においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域をはじめ、危険箇所が多数存在し、区域内やその近隣に公共施設が位置し被災するおそれがある。
- また、山林や棚田等の保全に深く関わりをもつ中山間地域では過疎化、高齢化が進行し、加えて鳥獣による被害も発生している。
- これらの箇所では災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の基幹産業である農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがある。

＜推進方針と指標＞

風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能 （消防等）】	1) 避難路、町指定緊急避難場所、町指定避難所の整備（総務課）（再掲）	1-1-1) 参照
	2) 土砂災害危険区域にある公共施設の急傾斜地崩落対策、移転等（総務課、建設課）	・土砂災害危険区域内にある公共施設：66 施設（R4）⇒県とも連携を図り対策を継続実施
【住宅・ 都市】	3) 土砂災害警戒区域の指定の推進（総務課、建設課）	・土砂災害警戒区域数：778 箇所（R4）⇒県とも連携を図り指定区域の周知及び追加指定などに努める
	4) 土砂災害により被害を受けるおそれのある場所（危険箇所）を対象とした基礎調査の実施（総務課、建設課）	・県や大規模土砂災害対策技術センターとも連携を図り基礎調査の実施に努める
	5) 土砂災害の危険箇所の点検（総務課）	・危険箇所等パトロール：12 回／年（H27）⇒継続実施

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【情報通信】	6) 町民への周知徹底、警戒避難体制、警戒避難情報の伝達訓練の実施（総務課）	・ 紀伊半島大水害などの教訓が活かされるよう伝達訓練の内容を適宜見直す
【農林水産】	7) 間伐や植林等の促進による山林の保水力等の向上（農林水産課）（再掲）	1-3-4) 参照
	8) 森林・農地等の整備にあたり、鳥獣害対策の徹底、地域に根ざした植生を用いるなどの自然との共生（農林水産課）	・ 有害鳥獣駆除数：799 頭／年（R4）⇒駆除を継続実施 ・ 電柵設置補助件数：204 件（H26～R4 累計）⇒制度の周知を継続実施
	9) 里山と一体となった豊かな農地等を集落挙げて守る（農林水産課）	・ 中山間支払い制度対応集落：2 集落（R4）⇒継続実施
【土地利用】	10) 旧グリーンピア南紀跡地の多面的利用（総務課）（再掲）	1-1-20) 参照
【リスクコミュニケーション】	11) 土砂災害ハザードマップの作成（総務課）	・ ハザードマップは作成、配布済み⇒警戒区域の新規指定などと併せて見直しに努める
	12) 学校、各種団体等に対し、土砂災害に関する防災教育の実施（消防本部、教育委員会）	・ 防災教育の実施回数：2 回×2 時間／年（消防本部・H27）、4 時間／年（教育委員会・H27） ⇒防災教育を継続的に実施する
	13) 大規模土砂災害対策技術センターにおける各種研究成果の共有と周知（総務課）	・ 継続的な各種研究成果の共有と周知に努める
	14) 新宮保健所主催の災害トリアージ訓練等に参加することにより有事への備えを行う（公営企業・病院事業）（再掲）	1-1-16) 参照
	15) 応急手当普及員を地域に派遣し講習会を開催（消防本部）（再掲）	1-1-27) 参照

<参考> 和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅰ.3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅱ.4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 防災拠点となるべき町庁舎は、津波浸水想定区域内にあるため、職員の参集が遅れ、避難指示・避難勧告放送が遅れてしまうおそれがある。
- 本町から住民に各種情報を伝達する町防災行政無線や電気・情報通信拠点もまた、津波浸水想定区域内にあるため、被災して機能不全となり、避難行動要支援者に安全・安心確保のための災害情報が伝達できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能 （消防等）】	1) 電気・情報通信拠点（変電所・基地局等）の高台移転促進と防災情報伝達システムの構築（総務課）	・ 防災行政無線基地局及び子局の耐震化：設置施設が耐震不十分（H27） ・ 勝浦6区の子局移設（R5） ・ 防災行政無線のデジタル化事業完了（R2）
【保健医療 ・ 福祉】	2) 聴覚障がい者等の安全・安心確保のための災害情報伝達体制整備（総務課、福祉課）	・ 障がい者等への情報通信機器等の配布実績：防災ラジオの配布 2,428 台（H27～R5 累計）、メール配信サービス、防災情報お知らせサービスの実施⇒状況に応じ配備台数及び制度の拡充を図る ・ 聴覚障がい者用屋内信号装置（自立生活支援用具）、聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置（情報・意思疎通支援用具）の支給及び福祉電話及びファックスの貸与⇒制度があまり周知されていないので、今後手帳交付時等に周知
	3) 避難行動要支援者対策（総務課、福祉課）	・ 避難行動要支援者名簿の作成：H26 年度に作成済み⇒毎年更新を実施 ・ 避難行動要支援者個別避難計画の作成：11 件

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【情報通信】	4) 防災訓練や情報伝達訓練等による各情報伝達体制の検証、情報伝達手段の確立（総務課）	・ J アラート自動起動装置の設置：済み（H27） ・ 情報収集伝達等訓練の実施：1～2 回（H27）⇒訓練等を継続的に実施し習熟を図る ・ 防災行政無線のデジタル化事業完了（R2）
	5) 電気・情報通信拠点（変電所・基地局等）の高台移転促進と防災情報伝達システムの構築（総務課）（再掲）	1-5-1) 参照
【リスクコミュニケーション】	6) 幅広い広報活動の推進、啓発（総務課）	・ J アラート自動起動装置の設置：済み（H27） ・ 情報収集伝達等訓練の実施：4 回（R5）⇒訓練等を継続的に実施し習熟を図る ・ 防災行政無線のデジタル化事業完了（R2）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 災害救助における活動拠点、資機材等の不足

〈現状・課題等〉

- 大規模な津波が発生すると、災害救助等の活動拠点となる消防本部や医療・介護施設のみならず専門知識を有する人材も被災し、各種活動の実施が人的、物的の両面から大幅に遅延するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

災害救助における活動拠点、資機材等の不足を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 医療・介護施設の高台移転整備（福祉課）（再掲）	1-1-13) 参照
	2) 災害拠点病院の整備等（福祉課）（再掲）	1-1-14) 参照
	3) 那智勝浦町消防本部の高台移転整備（消防本部）（再掲）	1-1-5) 参照
【土地利用】	4) 旧グリーンピア南紀跡地の多面的利用（総務課）（再掲）	1-1-20) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

〈現状・課題等〉

- 本町の主要な医療・介護施設の多くは津波浸水想定区域内にあるため、津波を伴う大規模災害時には医療行為が不可能となり、被災地の住民が医療等の途を失うおそれがある。
- 医師・看護師等の医療スタッフも被災し、医療活動等の復旧に時間を要する事態となるおそれがある。
- また、交通インフラの被災によって、医療・介護に関する支援活動を受け入れられないおそれもある。

〈推進方針と指標〉

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能 （消防等）】	1) 医療・介護施設の高台移転整備（福祉課）（再掲）	1-1-13) 参照
	2) 災害拠点病院の整備等（福祉課）（再掲）	1-1-14) 参照
	3) 町立病院の耐震化並びに高台移転を目的とした新町立病院建設事業（公営企業・病院事業）（再掲）	1-1-15) 参照
【保健医療 ・福祉】	4) 医師・看護師等の医療スタッフの継続的・安定的確保（公営企業・病院事業）	・医師数 8 名、看護師数 77 名（准看護師 5 名を含む）（R6）
	5) 医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対処する体制の構築（公営企業・病院事業）	・救急車、ドクターヘリ、防災ヘリによる陸路・空路搬送への対応を強化
【リスクコミュニケーション】	6) 健康づくり推進協議会等における町民の健康増進などの協議の実施（福祉課）	・東牟婁郡医師会代表を始め 11 人の各会等の代表を招集し年 1 回協議会を開催 ⇒現在町民の健康増進等について毎年テーマを決めて協議しており、今後災害時の対応等の協議も検討
	7) 町民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康意識を高め健康に関心が持てるような健康教育などの継続した実施（福祉課）	・健康づくりに関する施策を継続実施
	8) 町内医療機関の連携・協力の強化（福祉課、公営企業・病院事業）	・災害時医療等に関する広域訓練の実施：新宮保健所主催、本町で実施（H27） ⇒今後も毎年訓練に参加 東牟婁郡医師会との災害応援協定等の検討
	9) 生活習慣を改善できるよう広報誌等による啓発活動や情報提供を通じ健康意識を高め、健康に関心が持てるような健康教育等の実施（福祉課）	・生活習慣の改善に関する施策を継続実施

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	10)介護サービスと支援体制の充実（介護職員初任者研修修了者等の人材育成等）（福祉課）	・関連する人材育成を継続実施
	11)子育て支援の充実（こども未来課）	・各種関連施策を継続実施
	12)地域包括ケアシステムの整備（福祉課）	・県及び保健所との連携によりシステムを整備
	13)多職種（在宅医療・介護を支える関係機関）連携強化等に関する訓練の実施（福祉課）	・介護施設：湯ごりの郷、ルピナス、日好荘で災害訓練を年2～3回実施⇒訓練を継続実施
	14)応急手当普及員を地域に派遣し講習会を開催（消防本部）（再掲）	1-1-27) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備	(1)救助・救援体制の充実強化 (2)必要な救援物資の確保 (3)避難者の安心確保 (4)ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1)道路ネットワークの確保 (2)緊急輸送道路等の通行確保 (3)空港・港湾の機能確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

〈現状・課題等〉

- 大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがある。
- また、町内にある給油所の多くは、津波浸水想定区域内に位置するため、給油等が難しくなるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【エネルギー】	1)町立温泉病院や避難所等が機能停止とならないよう非常用電源装置の電源確保（総務課、公営企業・病院事業）	・町立温泉病院は整備済み（R6） ・避難所における非常電源等の設置箇所：13箇所（R5）⇒町有施設及び避難所への非常用電源等の設置を拡充
【土地利用】	2)旧グリーンピア南紀跡地の多面的利	1-1-20) 参照

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	用（総務課）（再掲）	
【リスクコミュニケーション】	3) 燃料等の備蓄、ガソリン販売事業者等との連携（総務課）	・ 関連協定の締結件数：2 件（R5）⇒協定締結件数の増加を図る

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-4 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

〈現状・課題等〉

- 本町は、紀伊半島の南端に位置し、和歌山市をはじめとする都市部から遠距離にあり、大規模災害が発生した場合には、高速道路や国道等の幹線・緊急輸送道路等が被災し、応援給水や食料・飲料水・その他物資の到着が長期間停止するおそれがある。
- 特に、命を守る上で必要となる飲料水の供給については、本町の既存水道施設や上水道基幹管路には耐震基準を満たしていない施設も多く、また、非常用電源設備等も整備されていないため、大規模地震等が発生した場合には、施設や管路が被災し飲料水の供給が長期間停止するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 避難の長期化に備え食料、飲料水等の適切な備蓄管理体制の構築（総務課、福祉課、こども未来課）	・ 食料等備蓄数：32, 991 食（缶詰パン、アルファ米）（R6） ・ 飲料水備蓄数：30, 768ℓ（R6） ・ オムツ備蓄数：大人用 1, 176 枚、こども用 508 枚 ・ 防災備蓄倉庫数 18 箇所（建物型 1 棟・室内型 1 ヲ所・コンテナ型等 16 基）（R6）
	2) 給食（配食）サービス施設の耐災化整備（福祉課）	・ 給食（配食）サービス施設数：2 箇所 うち耐震化済 1 箇所（R6）
	3) 学校給食施設の耐災化整備（教育委員会）	・ 学校給食施設の耐震化率： 100%（H28） ・ 学校給食施設のプロパンガス設置率：100%（R6）⇒現状維持

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	4) 防災拠点の高台移転整備（総務課） （再掲）	1-1-2) 参照
【エネルギー】	5) 災害時に対応可能な上水道施設の整備（公営企業・上下水道事業）	・簡易水道統合事業：6 施設（H27）⇒施設統合事業：3 施設・66%（R6）
	6) 上下水道施設の耐震化整備（公営企業・上下水道事業）	・浄水施設の耐震化率：66%（R6） ・配水地等の耐震化率：12 施設、42%（R6） ・上水道基幹管路耐震化率：上水道基幹管路耐震化延長 172km の内 15.80%（R6）⇒耐震化を継続実施
	7) 給配水車等の整備（公営企業・上下水道事業）	・給配水車等の台数：1 台（H27） ⇒現状維持
	8) 下水道施設の耐震化整備（公営企業・上下水道事業）	・下水道施設の耐震化率：0%（H27）⇒下水道施設の耐震化に向けて調査
【交通・物流】	9) 災害時用臨時ヘリポートの整備（総務課）	・23 箇所指定済み（県地域防災計画参照）（H27）⇒必要に応じて指定数を増加
	10) 緊急輸送道路の整備（建設課）	・緊急輸送道路及び啓開ルート of 整備率：100%（H27） ・H27.9.13 那智勝浦新宮道路全線開通
	11) 第3種漁港の災害に強く発災後の早期再開に対応した施設整備（農林水産課）（再掲）	1-1-17) 参照
【土地利用】	12) 旧グリーンピア南紀跡地の多面的利用（総務課）（再掲）	1-1-20) 参照
【リスクコミュニケーション】	13) 県や近隣市町、民間事業者等と災害時応援協定締結（平時からの連携強化）（総務課）	・関連協定締結件数：76 件（避難ビル等に係る協定を含む）（R6）⇒協定件数の増加を図る ・市町村間の協定：5 件・21 市町村（R6） ⇒市町村間の連携の充実を図る
	14) J A や町内の食料品スーパー等との協定締結（総務課）	・協定件数：6 件（R6）⇒協定件数の増加を図る

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【耐震・老朽化対策】	15) 公共施設の耐震化等整備（総務課）	・ R4.3 消防・防災センター完成

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅱ. 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第３章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〈現状・課題等〉

- 本町の山間や海岸部に位置する各集落へのアクセス道路は、狭隘であり、また地形も急峻なため複数経路を確保することが困難な状況にあり、災害によって橋梁の破損や土砂崩れなどにより通行不能区間が発生し、外部との通信が途絶した場合には、集落が孤立化するおそれがある。
- さらに、大規模な津波災害の発生によって災害対策本部となる庁舎も被災した場合には、集落の被災状況を把握するのに時間を要するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【情報通信】	1) 災害時における集落の孤立性の把握、外部との通信確保（総務課）	・ 防災行政無線のデジタル化事業完了（R2） ・ 簡易無線局 44 台、移動局 15 局、IP トランシーバー 3 台、特定小電力トランシーバー 50 台（R6）
	2) 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保、災害時の情報収集体制の強化（総務課）	・ 平成 28 年 11 月 6 日及び令和元年 11 月 4 日に実施した町内統一津波避難訓練において、災害対策本部設置訓練を実施。⇒訓練等を実施し習熟を図る
【交通・物流】	3) 災害時用臨時ヘリポートの整備（総務課）（再掲）	2-4-9) 参照

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	4) 地震や津波による地域の孤立化を防ぐための避難路（橋梁等を含む）の耐震化（建設課）	・修繕又は架替等対象箇所整備率：対象4箇所：0%（R2）⇒100%（R7）
	5) 広域及び地域緊急交通路等の基盤整備（建設課）（再掲）	1-1-19) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅰ.1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第3章Ⅰ.3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅱ.4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

2-6 観光客等の帰宅困難者の長期化と水・食糧等の供給不足

〈現状・課題等〉

- 本町における観光業は主要産業の一つであり、年間約136万人（日換算で約3.7千人）もの人々が本町を訪れている。
- 災害によって交通インフラが被災した場合には、観光客の多くが帰宅困難な状況が中長期化し、滞在中の水や食糧等が供給不足になるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

観光客等の帰宅困難者の長期化と水・食糧等の供給不足を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 観光客用備蓄物資等の確保（観光企画課、総務課）	・観光事業者における備蓄状況の把握
【リスクコミュニケーション】	2) 観光客等の帰宅困難者や避難者の大規模移送のためのバス事業者等と協定締結（観光企画課）	・各種協定の締結検討と併せて今後検討

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ.１. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ.２. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第３章Ⅱ.３. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

＜現状・課題等＞

- ごみ焼却場や重機格納庫等の被災によって、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生面が悪化し疫病や感染症等の発生につながるおそれがある。
- また、避難所生活が長期化する場合には、被災者の体力も低下していることから、ノロウイルスやインフルエンザといった感染症等が急速に拡大するおそれがある。

＜推進方針と指標＞

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【保健医療・福祉】	1) 地域での消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築（住民課）	・ 放棄地における雑草木除去等の適正管理指導⇒継続実施
	2) 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え避難所での感染に対する対応体制の確立（福祉課）	・ 感染症対策マニュアルの設置：介護施設（湯ごりの郷、ルピナス、日好荘）では感染症対策マニュアル有（H27）⇒感染症対策マニュアルに沿って対応
	3) 平時から感染症の拡大防止等に関する関係用品等の備蓄（福祉課）	・ 備蓄を確認し必要に応じて購入
	4) 感染症の拡大防止等に関する啓発・訓練の充実（福祉課）	・ 国・県が実施する訓練等に参加
	5) 感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種等の健康管理を促進（福祉課）	・ 予防接種率：高齢者インフルエンザ接種率 43.4%（R5）⇒高齢者インフルエンザについて広報で必要性を周知（Ｂ類疾病で希望者のみのため接種率の目標は設定せず）
【耐震・老朽化対策】	6) 火葬場やごみ焼却施設等の環境衛生保全のために必要な施設の整備（住民課）	・ 町斎場の運営を終了し、令和５年１０月１日から新宮市「清浄苑」へ移行 ・ 令和７年１２月～新クリーンセンター運用開始

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ.１.災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ.３.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅱ.４.地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

〈現状・課題等〉

- 本町の行政中枢であり、防災拠点である町庁舎は臨海部の埋立地に在り、耐震化が必要な状況にあるため、災害時には機能喪失が憂慮される。
- また、津波を含む大規模災害には、町職員が被災したり、職員の参集が遅延したりすることによって、災害被災者救助や応急・復旧等の災害対応が迅速に実施できないおそれもある。
- 那智勝浦町業務継続計画（BCP）を策定していないために、応急、復旧・復興対策人に混乱が生じてしまうおそれがある。
- 情報システムのクラウド化が進んでいないために、庁舎の被災によって情報が失われる危険性がある。

〈推進方針と指標〉

災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 防災拠点の高台移転整備（総務課、建設課）（再掲）	1-1-2) 参照
	2) 危機管理体制、業務継続計画（BCP）の確立（総務課）	・ 令和元年度に那智勝浦町業務継続計画を策定⇒令和２年度に内容を一部改正
	3) 災害対策体制の機能維持（総務課）	・ R4.3 消防・防災センター完成

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	4) 那智勝浦町消防本部の高台移転整備（消防本部）（再掲）	1-1-5) 参照
【情報通信】	6) 情報（会計情報等）システムの整備（会計課）	・ 情報システムのクラウド化：（H28）
	7) 情報（税務情報等）システムの整備（税務課）	・ 情報システムのクラウド化：（H28）
	8) 情報（住民情報、内部情報）システムの整備（総務課）	・ 情報システムのクラウド化：（H28）
【耐震・老朽化対策】	9) 防災拠点の耐震化（総務課）（再掲）	1-1-29) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅰ. 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第３章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

3-2 災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止

〈現状・課題等〉

- 町立病院をはじめとする医療・介護施設の多くは津波浸水想定区域内にあり、災害時は浸水・倒壊等の被害を受けるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 医療・介護施設の高台移転整備（福祉課）（再掲）	1-1-13) 参照
	2) 町立病院の高台移転整備（公営企業・病院事業）	1-1-15) 参照
【耐震・老朽化対策】	3) 病院の耐震化及び医療機器等の耐震対策（公営企業・病院事業）	1-1-15) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第3章Ⅰ.1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第3章Ⅰ.2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え (2) 地震に起因する火災等への備え
第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

3-3 災害時における教育センター（教育委員会）の浸水・津波被害と教育の拠点機能の混乱による教育行政機能の大幅な低下や停止

〈現状・課題等〉

- 教育委員会は津波浸水区域にあり、災害時は浸水・倒壊等の被害を受け、長期にわたって教育行政機能に支障をきたすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

災害時における教育センター（教育委員会）の浸水・津波被害と教育の拠点機能の混乱による教育行政機能の大幅な低下や停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1)教育センターの高台移転整備（教育委員会）（再掲）	1-1-4) 参照

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〈現状・課題等〉

- 防災行政無線の基地局である庁舎や電気・情報通信拠点が被災すると情報通信機能が機能不全となるおそれがある。
- また、災害直後においては携帯電話、インターネットなどもアクセスの集中によって通信障害が発生し情報伝達を行えなくなるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【情報通信】	1) 電気・情報通信拠点（変電所・基地局等）の高台移転促進と防災情報伝達システムの構築（総務課）（再掲）	1-5-1) 参照
	2) 防災訓練や情報伝達訓練等による各情報伝達体制を検証、更なる着実な情報伝達手段の確立（総務課）	1-5-4) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅰ.1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第3章Ⅰ.3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

4-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

〈現状・課題等〉

- 災害発生により送電施設の破壊と機能停止から情報通信の麻痺・長期停止のおそれがある。
- 和歌山県は南海トラフ地震・津波被害で、電気は被災後1週間以上経過しても100%の停電状態、電話は被災後1ヶ月以上経過しても不通の状態であると想定しており、災害情報等が住民に迅速に伝達できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【情報通信】	1) 避難指示等の災害情報を確実に伝達できるよう情報伝達手段の耐震化・多様化（総務課）	・ 防災行政無線のデジタル化事業完了（R2）
	2) 防災情報伝達システムの構築（総務課）（再掲）	1-1-22) 参照
	3) 那智勝浦町消防本部無線機基地局の太陽光発電の整備促進（消防本部）	・ 蓄電池や自家発電設備で対応⇒太陽電池の追加も検討

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅰ. 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第３章Ⅰ. 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 基幹道路（国道 42 号）等が分断することによる道路交通網の麻痺等

〈現状・課題等〉

- 第 1 次緊急輸送道路である基幹道路の国道 42 号は、自然災害によって橋梁部の損壊、道路斜面の崩落、落石、電柱の倒壊等によって通行不能となるおそれがある。
- また、町内の地域緊急交通路等においても、大規模な自然災害によって通行不能となるおそれがある。
- 災害復旧に必要な重機等格納施設は津波浸水想定区域内にあるため、被災した場合は復旧活動に支障をきたすおそれがある。
- 陸上輸送の代替手段として海上輸送を行う場合、漁港関連基盤施設が被災していて利用できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

基幹道路（国道 42 号）等が分断することによる道路交通網の麻痺等を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【交通・物流】	1) 緊急車両の通行及び物資搬入路の確保のため、警察等の関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等を整備（総務課）	・警察及び県等とも連携し継続実施
	2) 幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町の関係部署連携強化（建設課）	・H27.11 月、和歌山県道路啓開協議会発足⇒道路啓開計画（案）公表（H28）、行動指針作成済（R4）
	3) 広域及び地域緊急交通路等の基盤整備（建設課）（再掲）	1-1-19) 参照
	4) 幹線道路にアクセスする県道・町道の整備（建設課）	・和歌山県道路啓開計画策定中（基幹ルート：那智勝浦新宮道路、啓開ルート：県道・町道）（H27）⇒町道 1 路線拡幅部用地買収済（R4）
	5) 県道の安全性・利便性を向上するため隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の整備を促進（建設課）	・県道長井古座線（湯川・田原間）施工中（和歌山県）（R4）

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	6) 子どもや障がい者、高齢者など人にやさしいバリアフリー化を図り、安全で快適な生活道路の整備を推進（建設課、福祉課）	・バリアフリー基本構想重点整備地区生活関連経路歩道部のフラット化路線延長：2.0km、100%（H27）
	7) 道路の分断において代替ルートの確保の検討（建設課）	・H27.11月、和歌山県道路啓開協議会発足⇒道路啓開計画済（R4）
	8) バス事業者等の関係機関との連携強化（総務課、建設課）	・関連協定締結件数：3件（R4）⇒協定件数の増加を図る
【農林水産】	9) 幹線道路にアクセスする町管理漁港関連基盤施設の維持、長寿命化（農林水産課）	・機能保全計画の策定（H26）、機能保全計画（追加分）の策定（H28）⇒漁港機能増進事業（R3）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

5-2 食料等の安定供給の停滞

〈現状・課題等〉

- 高速道路や国道・県道及び町所有車両の被災による輸送手段の喪失や備蓄食糧等の被災により、食料・飲料水を安定的に供給することができなくなるおそれがある。
- 学校給食施設の被災により、給食（配食）サービスができなくなるおそれがある。
- 流通拠点漁港の製氷・貯氷施設の被災により、鮮魚等を安定的に供給することができなくなるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【保健医療・福祉】	1) 給食（配食）サービス施設の耐災化整備（福祉課）（再掲）	2-4-2) 参照
【エネルギー】	2) 災害時に対応可能な上水道施設の整備（公営企業・上下水道事業）（再掲）	2-4-5) 参照
	3) 上下水道施設の耐震化整備（公営企業・上下水道事業）（再掲）	2-4-6) 参照

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	4) 災害協定の締結などによる緊急時の食料供給体制を整備（総務課）	・ 関連協定締結件数：6 件（R4）⇒協定件数の増加を図る
【耐震・老朽化対策】	5) 学校給食施設の耐災化整備（教育委員会）（再掲）	2-4-3) 参照
	6) 流通拠点漁港の耐震化・機能充実（農林水産課）	・ 製氷・貯氷施設の製氷量：30 t / 日、90 t 貯氷⇒町凍結保管施設（凍結 40 t ・ 冷凍 3,000 t）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

5-3 サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下による地域間競争力の低下

〈現状・課題等〉

- 道路や港湾などの地域経済基盤の被災などにより、関係企業間のネットワーク機能が長期に渡って停止し、町内企業の生産力、競争力の低下を招き、町民生活及び町の経済活動の再建に大きな影響をおよぼすおそれがある。
- 被災した宿泊施設が長期にわたって使用不能になり、集客力の低下によって町の観光業に大きな影響をおよぼすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下による地域間競争力の低下を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【農林水産】	1) 良好な農地・漁場環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農林水産業生産基盤の整備（農林水産課）	・ 農業施設整備件数：0 件（R6）⇒継続実施 ・ 認定農業者：7 名、総勢 15 名（R6）⇒継続実施 ・ 青年就農給付金事業：4 名（R4）⇒R4 終了 ・ 新規就農者育成総合対策事業：1 名（R6）⇒継続実施
【リスクコミュニケーション】	2) 民間事業所における事業継続計画（BCP）策定や活用の促進を図るための支援（総務課）	・ 関係団体を通じて策定状況を調査するとともに計画策定の必要性を周知する
【耐震・老朽化対策】	3) 宿泊施設等の耐震化の促進（総務課、観光企画課）	・ 耐震改修促進法の改正による啓発⇒継続実施

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 III. 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化
--------------------------------	-------------------------------

5-4 大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞

〈現状・課題等〉

- 地震や津波などによって流通拠点漁港（第3種 勝浦漁港）や漁港関連基盤施設が被災することにより、基幹産業である水産業が長期にわたって停滞するおそれがある。
- また、農地への海水浸水や農業施設の倒壊等により、農業生産が長期にわたって停滞するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【農林水産】	1) 流通拠点漁港及びその他漁港関連基盤施設等の維持、長寿命化（農林水産課）	・町管理漁港は機能保全計画を策定（H26）、機能保全計画（追加分）の策定（H28 勝浦漁港は県管理）⇒漁港機能増進事業（R3）、和歌山県勝浦圏域総合水産基盤整備事業計画（R4）
	2) 平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策等の実施（農林水産業全体の体質強化の促進）（農林水産課）	・直接支払制度による農地保全 147.4ha（R6）⇒継続実施 ・小規模土地改良事業の実施 4 地区 42.2ha（R6）⇒継続実施
	3) 良好な農地・漁場環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策等、強靱な農林水産業生産基盤の整備（農林水産課）（再掲）	5-3-1) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化
-------------------------	-------------------------------

5-5 観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

〈現状・課題等〉

- 被災した地域の復旧・復興が遅れると、企業活動の停止や企業の町外移転などを招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまうおそれがある。
- 被災した宿泊施設の復旧・復興が遅れると、観光地としてのイメージがダウンし、観光客数の回復時期が遅れる可能性がある。

〈推進方針と指標〉

観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【産業構造】	1) 町内事業者の事業活動への支援（観光企画課）	・ 中小企業庁セーフティネット保証 4号の利用⇒継続実施
	2) 雇用の場の確保と地元就職の促進（観光企画課）	・ 商工会やハローワークなどの連携強化を図る
【農林水産】	3) 世界遺産、ジオパーク、温泉等の地域資源を活用した産業の振興対策（観光企画課）	・ 各媒体での PR⇒SNS を利用した情報発信の強化
	4) 魅力ある那智勝浦町産品等の情報発信（観光企画課）	・ ふるさと納税、各媒体での PR⇒SNS を利用した情報発信の強化
【リスクコミュニケーション】	5) 観光機構など関係団体との連携（観光企画課）	・ 那智勝浦観光機構との連携の強化
	6) 事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策を講じるため、講演会や広報活動により、業務継続計画（BCP）の策定を促進（総務課）	・ 関係団体を通じて策定状況を調査するとともに計画策定の必要性を周知する ・ 関係団体と連携を強化し、計画策定を促進
【耐震・老朽化対策】	7) 宿泊施設等の耐震化の促進（観光企画課）（再掲）	5-3-3) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅲ. 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化
---------------------------	-------------------------------

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 地域交通ネットワークが分断する事態

〈現状・課題等〉

- 第1次緊急輸送道路である国道42号及び那智勝浦新宮道路や、第2次緊急輸送道路である県道梶取崎線といった道路が大規模自然災害によって被災した場合、救援・救護・復旧・復興活動に大きな影響をおよぼすおそれがある。
- 幹線道路等が大規模自然災害によって分断された場合、代替ルートの確保や、バス事業者との調整が懸念される。

〈推進方針と指標〉

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【交通・物流】	1) 広域及び地域緊急交通路の整備（総務課）（再掲）	1-1-19) 参照
	2) 幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町の関係部署の連携強化（総務課、建設課）（再掲）	5-1-2) 参照
	3) 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化（総務課、建設課、観光企画課）（再掲）	5-1-7)、5-1-8) 参照
【リスクコミュニケーション】	4) 被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察等の関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等の整備（総務課、建設課）	・ 関連協定締結件数：3件⇒協定件数の増加を図る
	5) 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化（総務課、建設課、観光企画課）（再掲）	5-1-7)、5-1-8) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-2 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止

〈現状・課題等〉

- 発電所からの送電停止、及び電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され応急・復旧業務を円滑に実施できないおそれがある。
- また、交通インフラの被災によって電気やLPガスなどの応急・復旧に関する専門家の派遣が遅延するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 公共施設における非常電源等の設置（総務課）	・ 本庁及び各出張所並びに中核避難所に発電機を配置
【リスクコミュニケーション】	2) LPガス協会との協定の締結（総務課）	・ LPガス協会との災害時応援協定⇒訓練等を実施し連携強化を図る

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-3 上水道等の長期間にわたる供給停止

〈現状・課題等〉

- 本町の上水道施設や幹線管路には老朽化や耐震性に問題がある部分があり、災害時には長期にわたって上水の供給ができなくなるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【エネルギー】	1) 上水道施設の適切な維持管理体制の確立と老朽化施設対策（公営企業・上下水道事業）	・ 施設の適切な維持管理体制及び老朽化施設対策の検討
	2) 災害時に対応可能な上水道施設の整備（公営企業・上下水道事業）（再掲）	2-4-5) 参照
【リスクコミュニケーション】	3) 広域的な協力応援協定の締結（公営企業・上下水道事業）	・ 関連協定締結件数：1件（町水道組合）⇒現状を維持し必要に応じて広域圏において協定締結を検討
【耐震・老朽化対策】	4) 上水道施設の適切な維持管理体制の確立と老朽化施設対策（公営企業・上下水道事業）（再掲）	6-3-1) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〈現状・課題等〉

- 本町の生活排水処理は、那智山地区は公共下水道、その他は概ね単独処理浄化槽や合併処理浄化槽等により処理を行っており、上水道や電力の供給停止により機能不全となるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	1) 和歌山県環境整備事業協同組合等の関連団体との連携強化（住民課）	・ 関係団体との応急対策訓練などにより連携強化
【耐震・老朽化対策】	2) 避難所等における汚水処理施設充実の策励（住民課）	・ 点検・改修の策励

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-5 異常渇水等による用水の供給途絶

〈現状・課題等〉

- 天候不順等による異常渇水により水源が枯渇した場合には、上水を安定的に供給できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

異常渇水等による用水の供給途絶を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【エネルギー】	1) 上水道施設の適切な維持管理体制の確立と老朽化施設対策（公営企業・上下水道事業）（再掲）	6-3-1) 参照
【リスクコミュニケーション】	2) 広域的な協力応援協定の締結（公営企業・上下水道事業）（再掲）	6-3-3) 参照
【耐震・老朽化対策】	3) 上水道施設の適切な維持管理体制の確立と老朽化施設対策（公営企業・上下水道事業）（再掲）	6-3-1) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

〈現状・課題等〉

- 木造住宅が多く狭隘な道路の多い市街地では、大規模地震や津波時には可燃物等が堆積し、初期消火が円滑に実施できない場合には延焼範囲が拡大するおそれがある。
- 大規模災害に伴う火災発生時には、初期消火や人命の保護を図るための消火、救助要員が不足するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

市街地での大規模火災の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	1) 自主防災組織の研修・訓練等の充実強化（総務課）	・ 消防倉庫の設置数：1 箇所（R4）⇒訓練等を実施し連携強化を図る ・ 自主防災組織の結成率 100%

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(2) 地震に起因する火災等への備え
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

〈現状・課題等〉

- 本町では、豪雨や津波による家屋や流木、危険物等の流出によって漂流物が発生し、河川沿いの地域や海上・臨海部等において二次的な被害が発生するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

河口・港湾・海岸の堤防は和歌山県が整備主体となるため本町においては、海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	1) 津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者等に減災対策の取組を啓発（総務課）	・ 未実施（R4）⇒関係機関との情報共有を図る

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(3) 空港・港湾の機能確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、南海トラフ巨大地震の際に本町で全壊する建物は 6,300 棟（全壊率 63%）あるとされ、建物の倒壊によって沿線・沿道が被害を受けて交通麻痺が発生するおそれがある。
- また、建物だけでなく、沿道のブロック塀等も倒壊し歩行者等が被災するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	1) 建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化（総務課）	・関係機関と協議を進め、協定締結に努める
	2) 児童・生徒、高齢者の交通安全対策（教育委員会、総務課）	・関連講習会等の開催数：16 回／年（H27）⇒継続実施
【耐震・老朽化対策】	3) 緊急交通路や避難路周辺における住宅やブロック塀の耐震化促進（総務課）（再掲）	1-1-11) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(2) 防災教育の徹底

7-4 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

〈現状・課題等〉

- 町内には、築造年が古くその下流域に人家があるため池があり、地震及び豪雨により決壊し人的被害が発生するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【耐震・老朽化対策】	1) 老朽化が著しい農業用ため池について、定期的な点検、適切な維持管理（農林水産課）	・ため池事業計画書策定（R4）⇒継続実施 ・ため池ハザードマップ作成：9 箇所（H27）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和 2 年 3 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

〈現状・課題等〉

- 中山間地域では、高齢化・過疎化の進行とあいまって鳥獣による被害も発生し、耕作放棄地や施行放棄林等が増加している傾向にある。
- このため、農地や森林の保全を中山間地域居住者の自助努力のみで適正に維持管理していくことが難しく、地震や豪雨などによる土砂崩れの拡大、保水能力の低下などにつながるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【農林水産】	1) 森林・農地等の整備にあたり、鳥獣害対策の徹底、地域に根ざした植生を用いるなどの自然との共生（農林水産課）（再掲）	1-4-8) 参照
	2) 適切な間伐等の森林整備・保全による機能の維持・向上、総合的かつ効果的な治山対策等（農林水産課）	・町森林面積 16,036ha、人工林 8,734ha、間伐施工面積 209.5ha（R4）、町森林整備計画策定済み
	3) 里山と一体となった豊かな農地等を集落挙げて守る（農林水産課）（再掲）	1-4-9) 参照
【地域（国土）保全】	4) 適切な間伐等の森林整備・保全による機能の維持・向上、総合的かつ効果的な治山対策等（農林水産課）（再掲）	7-5-4) 参照
	5) 里山と一体となった豊かな農地等を集落挙げて守る（農林水産課）（再掲）	1-4-9) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化
-------------------------	-------------------------------

7-6 風評被害等による町内経済等への甚大な影響

〈現状・課題等〉

- 被災状況や災害復興等に関する正しい情報が町内外に適切に発信されず、不適切な風評が流布されれば、本町内の農林水産業やとりわけ観光業等の回復に著しい支障をきたすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

風評被害等による町内経済等への甚大な影響を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【農林水産】	1) 風評被害対策として、災害発生時における、町内外に正確な情報を発信する体制整備（農林水産課、観光企画課）	・ 各媒体での PR を実施⇒SNS を利用した情報発信の強化

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ. 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 本町の人口は約 1.7 万人であるため復旧・復興を担う専門家や技術者等が相対的に不足し、復旧・復興が遅延するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	1) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターについて、判定実施主体となる町において必要人数を確保（総務課、建設課）	・被災建築物応急危険度判定士資格取得者：4 人（H27～R4 累計）⇒ 継続的な育成に努める
	2) 宅地が災害を受けた場合に、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するため、判定士を養成（総務課、建設課）	・被災宅地危険度判定士資格取得者：2 人（H27～R4 累計）⇒ 継続的な育成に努める
	3) 事前に復興プランを検討する場合や体制（住民の意見も含めて）の検討（総務課）	・令和 3 年度に事前復興計画を策定⇒ 住民説明会を行い、計画の更新を行う
	4) レジリエンス（復元力）を踏まえた、復旧・復興の核となるリーダーの育成・支援（総務課）	・未実施⇒ 育成・支援について検討
	5) 防災・災害ボランティアの育成・支援（リーダーの補助となる人材）（総務課）	・平成 29 年度に県が実施した「防災人づくり塾」を本町開催。防災士取得：7 人⇒ 継続的な人材育成に努める
	6) 建設業協会等との緊急時における協定に基づき道路啓開を迅速に行える体制の充実を図るための訓練の実施（建設課）	7-3-1) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ.３. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅲ. １. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-2 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜現状・課題等＞

- 本町の基幹インフラは海岸部に沿って集中しているため、災害発生による交通インフラの分断は極めて甚大な被害をもたらすおそれがある。

＜推進方針と指標＞

鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【リスクコミュニケーション】	1) J R 等との防災協定締結（総務課）	・関連協定等締結件数：0 件(R4)⇒継続協議

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ. ２. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第３章Ⅱ. ３. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅲ. １. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜現状・課題等＞

- 庁舎等の宅地や河川・海岸堤防が、災害時に液状化や地盤沈下を起こすことによって、市街地の浸水リスクが高くなるおそれがある。
- 地籍調査の進捗率が低く、復興のための調査・計画・設計に支障をきたすおそれがある。

＜推進方針と指標＞

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【行政機能（消防等）】	1) 地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に実施（総務課、建設課）	・庁舎の液状化対策：不十分⇒庁舎の高台移転、建替えとともに検討

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【住宅・都市】	2) 宅地や建物の迅速な危険度判定の実施（総務課、建設課）	・被災建築物応急危険度判定士資格取得者：4人（H27～R4 累計）⇒継続的な育成に努める
	3) 現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進（建設課）	・津波浸水想定区域調査対象面積：6.9k㎡、内調査済面積：3.54k㎡、進捗率：51.3%（R5）⇒津波浸水想定区域進捗率（県計画）32.9%（R8）、津波浸水想定区域調査完了（R15）
【土地利用】	4) 旧グリーンピア南紀跡地の多面的利用（総務課）（再掲）	1-1-20) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和2年3月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ.1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、南海トラフ巨大地震の場合、本町では災害廃棄物（可燃物、不燃物の合計）が638,000t発生するとされている。
- その処理を適切に実施できなければ、災害廃棄物の処理が停滞し、道路啓開や災害廃棄物の撤去などが行えず、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。
- 同時に、一般廃棄物についても処理が停滞すれば復旧・復興に支障をきたすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【環境】	1) 災害廃棄物のストックヤードについて、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保（住民課）	・ごみ焼却場処理能力：50t／日 ⇒23t／日（R7） ・災害廃棄物等一次仮置き場指定箇所：7箇所（R4）
	2) 災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保（住民課）	・和歌山県の大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の規定に基づく覚書の交換に向けて調整中（R4）

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	3) 災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物輸送についての検討とシミュレーション（住民課）	・災害廃棄物処理計画の策定（R2.7 策定済）
	4) 一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるよう体制整備（平時よりパッカー車が通行する橋梁の強化整備の促進等）（住民課）	・収集運搬路の安全確認、関係課への事業の策励⇒継続実施

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

第３章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜現状・課題等＞

- 高齢化や過疎化の進行等によって近隣とのつながりが希薄になり、地域におけるコミュニティ活動の低下や災害教訓の風化などが懸念される。
- 地元住民が組織する自主防災組織についても、核となるリーダーの固定化、高齢化などによって、自主防災組織の取組みが形骸化してしまうおそれもある。
- 障がい者を含む世帯や高齢者世帯などが地域社会から孤立し、日常生活に支障をきたすおそれがある。
- 地区レベルでのきめ細かい対策を定める地区防災計画が未策定のため、安心・安全まちづくりに地域の力を活かせない可能性がある。

＜推進方針と指標＞

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
【保健医療・福祉】	1) 障がい者や家族などが気軽に相談できる相談支援事業を充実（福祉課）	・障がいのある方等の相談を受けるため、福祉課内に「障がい者相談支援員」を配置⇒相談支援事業所、保健所等と連携をとりながら相談支援事業の充実を図る

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	2) 生活上の困り事など、一次相談から専門的な相談への切れ目のない連携ができる協力支援体制の確立、強化（福祉課）	・保健所ケースワーカーや自立支援相談員、地域包括支援センター、区長や民生委員と連携をとりながら相談支援事業を実施⇒今後も他機関と連携を密にし、専門的な相談への切れ目のない協力支援体制を確立・強化
【リスクコミュニケーション】	3) 東日本大震災や昭和南海地震などの被災を風化させないため、定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実（総務課）	・自主防災組織結成率：100%（H27） ・地区別政策懇談会等の開催：2回／年（R4）⇒訓練等を実施し連携強化を図る
	4) 防災訓練等の防災の取組の充実、関係機関等の連携・支援（総務課）	・情報収集伝達等訓練の実施：1～2回（H27）⇒訓練等を継続的に実施し習熟を図る
	5) 防災・減災に関する活動リーダーの育成（総務課）	・平成29年度に県が実施した「防災人づくり塾」を本町開催⇒継続的な人材育成に努める
	6) 自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成（総務課）	・自主防災組織の組織率は100%であるが、各組織の高齢化が顕著⇒学校と連携した訓練を実施するなど、若年層の組織参加を推進
	7) 那智勝浦町生活安全推進協議会を主体とした防犯ネットワークを構築し情報共有や情報提供を実施（総務課）	・継続的な情報共有や情報提供を推進
	8) 地区単位で、子どもから高齢者までが参加できる取り組みを実施（総務課）	・継続的な地区単位・全員参加の防災まちづくりへの取り組みを推進
	9) 活躍した人たちを表彰し、広報誌等で積極的に発信（観光企画課）	・継続的な顕彰情報の発信を推進
	10) 若者同士の意見交換ができる場を創出、新たな産業等の企画時に若者と一緒に取り組める環境づくり（観光企画課）	・継続的な若者参加の環境づくりを推進
	11) 主体的に地域で貢献している団体等に対する支援（観光企画課）	・継続的な団体等への支援を推進
	12) 大学生や地域おこし協力隊制度を導入し、地域にある資源を活用した魅力あるまちづくりの推進（観光企画課）	・継続的な魅力あるまちづくりを推進

施策の分野	推進方針	指標（現状値⇒目標値）
	13) 町民と役場職員の協働プロジェクト事業として若者の交流の場や居場所づくり（観光企画課）	・継続的な協働プロジェクト事業の推進
	14) 町民がさまざまな視点からまちづくり等に対して率直な意見や考えを発言しやすく検討しやすい場や機会の創出（観光企画課）	・継続的なまちづくりへの参加の場の提供に努める
	15) 地区防災計画の作成（総務課）	・未実施⇒ワークショップ等を実施し策定に努める
	16) 訪日外国人（インバウンド）向け誘導案内板の設置や災害時用パンフレット等の作成（総務課）	・外国人向けに英語を記載した避難誘導看板の設置を実施⇒パンフレットの作成については、効果的な記載内容等について調査する
	17) 大規模土砂災害対策技術センターにおける各種研究成果の共有と周知（総務課）（再掲）	1-4-13) 参照

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（令和２年３月版）との主な関連項目

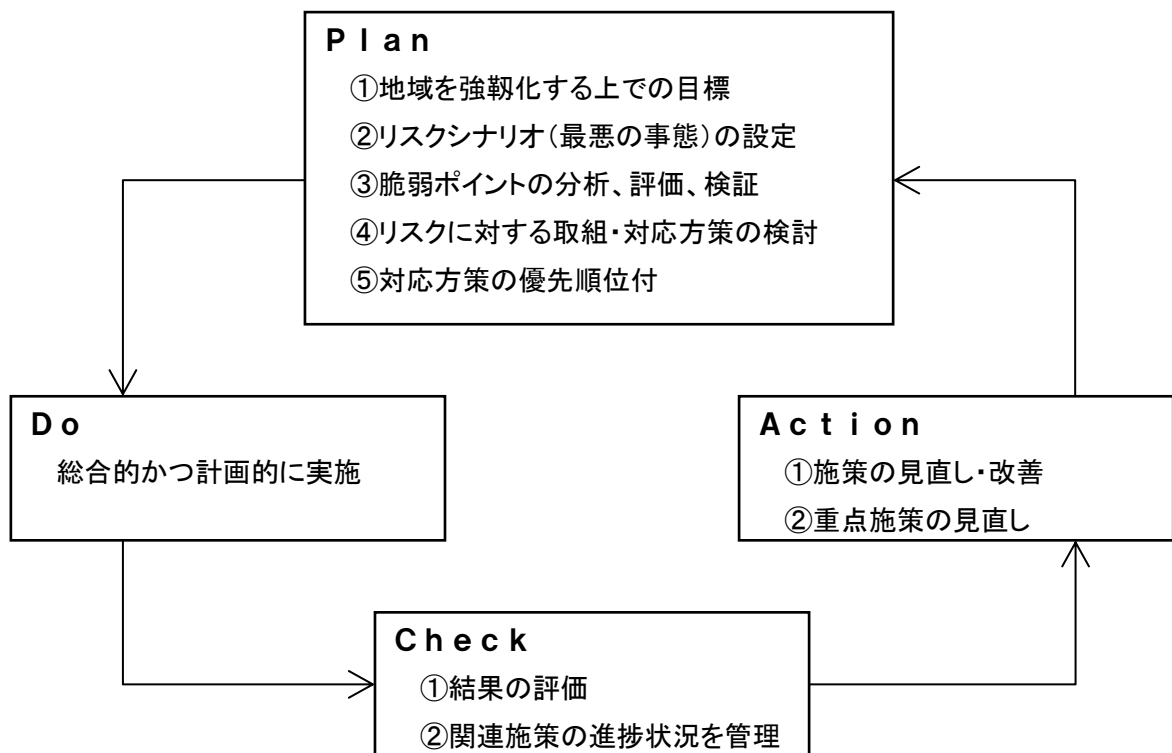
第３章Ⅱ. ３. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第３章Ⅱ. ４. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第３章Ⅲ. １. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

VI. 計画の着実な推進に向けて

1. P D C Aサイクルによる計画推進

本町の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「和歌山県国土強靱化計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというP D C Aサイクルを構築する。



2. 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内に設置している「那智勝浦町地域強靱化計画策定委員会」を中心とした全横断的な体制のもと、和歌山県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

3. 計画の推進期間と重点化プログラム

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、和歌山県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね10年を推進期間とし、社会経済情勢の大き

な変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。（軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する）

また、本計画の重点化プログラムは、国の計画である「国土強靱化基本計画」において選定された重点化すべきプログラムを基調に、本町の住民意向調査において優先度が 80 ポイント以上となっている「21.東南海・南海地震への対策」、「41.町立病院などの医療施設」、「38.雇用機会の創出」、「42.救急活動や救急医療体制」の項目に関連する以下のプログラムを本計画において重点化すべき項目と位置づけ推進を図っていく。

住民意向調査項目	那智勝浦町国土強靱化地域計画における重点化プログラム	
21. 東南海・南海地震への対策	1-1	大規模地震、津波の発生による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊、火災等
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2-1	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	2-4	被災地域での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
41. 町立病院などの医療施設	3-2	災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
38. 雇用機会の創出	5-3	サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下による地域間競争力の低下
	5-4	大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞
	5-5	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
	7-6	風評被害等による町内経済等への甚大な影響
42. 救急活動や救急医療体制	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

4. 本町の他の計画の見直し

本計画は、本町の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、那智勝浦町地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

那智勝浦町国土強靱化地域計画

平成 28 年 3 月 策定

令和 8 年 3 月 改訂

和歌山県 那智勝浦町
